

後期基本計画点検調査とりまとめ

< 調査概要 >

後期基本計画点検調査は、現行の後期基本計画の各施策の中で示されている「施策全体の課題」や「施策をとりまく環境の変化による留意事項」等について、各施策の担当課に対し調査を行い、現状と課題を整理し、次期計画策定のための基礎資料としてまとめたものです。調査概要は以下のとおりです。

1．調査期間 平成 24 年 3 月

2．調査対象 担当各課

3．質問事項

(1) 施策領域における市を取り巻く状況

施策評価に記述している留意すべき点（国内外の情勢・動向）に対して

- ・追加・見直しの内容（環境の変化等）
- ・新たな視点：市民や事業者、団体等の動向（特徴的な状況及び協働・連携）

施策評価に記述している施策全体の市の課題に対して

- ・追加・見直しの内容

(2) 各事業群の課題解決に向けた主な取組と主要事業の見直しについて

- ・課題解決に向けた主な取組
- ・新たに追加が必要と考える取組
- ・新たに追加が必要と考える事業

施策	担当課	現行計画における施策全体の課題や取組等				留意すべき点 (都などの制度変化・その他制約条件・社会環境の変化) [H22施策評価時]	点検調査結果[H23調査]				次期計画に新たに反映すべき内容 [H23調査]	
		施策全体の課題	施策実施に向けたキーワード	施策体系	課題解決に向けた主な取組		施策全体の課題について	留意すべき点について (市を取り巻く環境の変化等)	新たな視点の活動等	課題解決に向けた主な取組について	追加が必要と考える取組み	追加が必要と考える事項
1. 創造性の育つまちづくり(教育・文化・スポーツ)												
創1-1 人権と平和の尊重	協働コミュニティ課	誰にとっても住みよくなるためには、子ども、高齢者、女性、外国人の人権が守られる地域社会である必要があります。そのため、現在進めている人権・平和に関する普及啓発活動を今後も続けていきます。 一方、多様化・複雑化した現状に対応していくためには、双方のコミュニケーションが必要です。今後は、地域のさまざまな関係機関と連携をとることで、西東京市全体として取り組むことが非常に重要です。	・人権意識と平和意識の醸成のための普及活動 ・すべての人にとってさらに住みよくなる	創1-1-1 人権尊重意識の醸成を進めます	人権尊重意識が行政のさまざまな分野や市民生活のあらゆる場面で反映されるよう、人権啓発活動を推進します。 東京都人権施策推進指針などに基づいて、学校教育を通じて、発達段階や実情に応じた人権教育を推進するとともに、さまざまな場所での学習機会を充実していきます。 人権擁護委員や関係機関などとの連携を図りながら、多様化する人権問題への対応、啓発活動などを進めていきます。	年々、実際の戦争体験者が少なくなっている状況にあります。	多様化・複雑化した現代社会に対応していくためには、地域で活動する様々な関係機関と連携して市全体として取り組むことが重要となっている。				現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続
創1-2 国際化の推進	文化振興課 教育指導課	外国籍市民が、地域と交流し日本国籍市民と同様に社会に参画していただくためには、さまざまな交流機会を設けることが必要です。多文化共生センターや公民館などを中心に、外国籍市民が地域交流の場に参加するための環境を整備します。 さらに、外国語の情報誌などを充実することで、外国籍市民が日本で生活していく上での情報を十分に取得し、情報不足による不自由を受けないよう、市民と協力して支援を続けていく必要があります。	・多文化共生センター、公民館活動などを通じた地域交流支援 ・外国籍市民への情報提供による生活支援	創1-2-1 多文化共生社会の形成を進めます	国籍や文化的背景などお互いの違いを認めあいつつ、同じ地域に暮らす住民としてともに生きていく「多文化共生」社会の実現をめざし、取組を進めます。 外国人と日本人との相互理解、相互学習を図るための事業の充実に取り組みとともに、地域の活動団体との連携を進めていきます。 社会的に制約を受けやすい人の学習機会を整備・充実し、すべての人が地域で学びあうことの大切さを実感でき、より豊かな生活に向けた学習機会を提供します。 日本や世界の文化・伝統に触れる機会を充実させ、日本人としてのアイデンティティ及び積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる教育を推進します。	近年、外国人登録者数は全国的に増加傾向にあり、西東京市においても増加傾向は続くものと予想されます。 平成23年度に改定される新学習指導要領で小学校における外国語活動が必修化され、日本と外国との生活、習慣、行事などの違いを知り、多様なものの見方考え方があることに気付くとともに、異なる文化の人々との交流等を体験し、文化等に対する理解を深めることが求められています。	外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の改正(外国人住民票対応)に伴う相談知識の向上。(文化振興課) 行政組織の対応としての通訳ボランティアの養成。(文化振興課)	平成24年7月9日に外国人登録制度が廃止され、外国人住民の方々が日本人と同様に住民票に記載された通訳ボランティアの養成を行う事業を実施しました。(平成23年度)(文化振興課) 制度の内容や具体的な対応措置については、最近まで公表されず、対象となる外国人住民への周知徹底について早急な対応を求められるほか、外国人住民への相談やサポート体制についても必要性を求められます。(文化振興課)	外国人住民への円滑な行政手続きをサポートすることも想定した通訳ボランティアの養成を図ります。(教育指導課)	「文化振興課」 ＜課題＞外国人住民の住民票登録に合わせた、さまざまな行政サービスを平等に受けられる体制づくり ＜取組＞外国人住民への相談体制及び知識の向上と外国人相談コーディネーター及び通訳ボランティアの育成	現行を基本として事業を継続	
												創1-2-2 外国籍市民へのサービスの向上を支援します
創1-3 男女平等参画社会の推進	協働コミュニティ課	より充実した男女平等参画社会を実現するためには、関係機関と連携して行うことが必要です。 男女平等推進センターパブリックを拠点に、仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活(ワーク・ライフ・バランス)の実現の推進、ドメスティックバイオレンス(DV)などの女性をとりまく暴力の問題を含めた女性相談の専門化、高度化を図るとともに、情報提供の充実や交流の機会の促進、市民活動などへの支援などを図る必要があります。	・男女平等推進センターパブリックを中心とした活動の展開と連携して行うことが必要です。 ・女性相談体制の充実	創1-3-1 男女平等参画への取組を進めます	男女平等参画推進計画に基づき、性別に関わりなく、一人ひとりが個性を発揮して、職場、家庭や地域社会などのあらゆる場面に誰もが対等な立場で参画しているという、男女平等の意識づくりを取り組みます。 より多くの人が考えるきっかけをつくるために、情報誌の発行やまつりの開催を行うとともに、仕事と家庭、地域生活への調和が取れた生活の実現に向け、男女平等推進センターパブリックを中心とした活動に取り組めます。 あらゆる場での男女平等が促進されるよう、子育てや介護などへの社会的支援体制を充実させるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、雇用の分野において女性も男性も、能力を十分発揮できる環境整備を東京都などと連携して進めます。 行政委員会や審議会など、市政への女性の参画を促進するとともに、地域・社会活動への男女平等参画を促進するよう、情報提供や市民活動への支援を充実します。	国において「第3次男女共同参画基本計画」が平成22年12月に策定された。都においては「男女平等参画のための東京都行動計画2012、および「東京都配偶者暴力対策基本計画」が平成24年3月に制定された。周辺自治体においては、男女平等参画推進計画に配偶者暴力防止基本計画を含めて策定(予定)する自治体の増加。平成20年の改正配偶者暴力防止法施行。平成21年に育児・介護休業法が改正されました。	就業形態の多様化、非正規雇用の増加など多様な相対(キャリア相談・弁護士相談等)に対応できるよう相談業務の強化及び見直し。 価値観の多様化、核家族の進行、地域社会の変化に伴い、仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現の推進のため、企業及び、市民への意識啓発、NPOとの連携の促進の強化します。 男女平等推進センター開館5年目を迎えるに当たって、充実と活性化します。			現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続	
												創1-3-2 男女平等参画センター機能の充実を図ります

施策	担当課	現行計画における施策全体の課題や取組等				留意すべき点 (都などの制度変化・その他制約条件・社会環境の変化) [H22施策評価時]	点検調査結果[H23調査]				次期計画に新たに反映すべき内容 [H23調査]	
		施策全体の課題	施策実施へ向けたキーワード	施策体系	課題解決へ向けた主な取組		施策全体の課題について	留意すべき点について (市を取り巻く環境の変化等)	新たな視点の活動等	課題解決に向けた主な取組について	追加が必要と考える取組み	追加が必要と考える事業
創2-1 子ども参加の促進	子育て支援課・児童青少年課・子ども家庭支援センター	子どもがいまいる育つためには、子どもが地域の一員として参加しながら、自らを育み、自立していくことのできる環境づくりを進めていく必要があります。 そのために、本市では子どもの権利に関する条例の策定を検討・実施し、子どもための相談窓口の充実にも努めます。 さらに子どもの育成を地域で見守るネットワークなどを活用し、他世代との交流を通じた子どもの地域への参加を推進していきます。また、医療機関・児童相談所・産科などと連携して、児童虐待の防止にも努めることも重要です。	子どものための相談・救済体制の充実 ・児童館や公民館、学校などいそいそと生活できるよきよき生活を取り組めます ・他世代との交流促進による地域参加	創2-1-1 子どもの権利が尊重され、いそいそと生活できるよきよき生活を取り組めます	子どもの権利を尊重する市民の意識を高めるため、子どもの権利の啓発活動を進めるとともに、児童虐待など子どもの権利侵害に対する救済のしくみづくりについて、相談体制の充実や関係機関との連携体制の確立を行っていきます。 子育て支援計画に基づき、子どもたちの健やかな成長と、家庭・地域における子育ての支援を図っていきます。 医療機関・児童相談所・警察などと連携して、子どもを見守る体制の構築を進めます。	国の「次世代育成支援対策」では、市町村における地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスを強化することが示されています。	子どもの権利に関する条例策定委員会は休止、国際条約について、普及啓発します。(子育て支援課)		国際条約の普及啓発に努めます。(子育て支援課)		現行を基本として取組を継続	(児童青少年課) 青少年相談事業 進路や友人関係、思春期特有の悩みなどの相談を受ける機能の検討
				創2-1-2 学校・家庭・地域の連携による子どもの育成を進めます	子どもが自ら考え、行動しながら成長できるよう、子ども参加を促進します。児童館や公民館などで、子どもが自らの意思で地域の活動に参加できる事業を充実していきます。 児童館については、建替や改修を計画的に進めるとともに、地域の核となるような機能をもった施設として再構築を図ります。 地域社会での子どもの育ちを支えるために、キャンプやスポーツなどの野外活動の活性化や、地域における青少年活動団体・指導者の育成を図っていきます。 いじめや非行をなくし、青少年が自他の生命を大切にするとともに、社会の形成者として豊かに成長できるよう、関係機関と協力し、学校・家庭・地域との連携を密にしながら青少年の育成に努めます。						子どもの権利に関する条例策定委員会は休止、国際条約について、普及啓発します。(子育て支援課)	国際条約の普及啓発に努めます。(子育て支援課)
創2-2 子育て支援の促進	保育課・子育て支援課・児童青少年課・子ども家庭支援センター	西東京市の子育ての環境を改善するためには、人口増加の見込みを踏まえた保育サービスや子どもの安全の確保、家庭や子どもの成長過程に応じた支援を行う必要があります。さらに、医療費助成など子育て家庭の経済的負担を軽減することで、子育てしやすい環境をめざすことも重要です。 子育ての環境の中には、ひとり親家庭の増加や障害児をもつ家庭など、さまざまな事情が存在します。ひとり親家庭への支援や障害児をもつ家庭を地域で支えるしくみなどにも取り組むことで、子育て環境全般の改善に努めます。	将来人口を見越した保育サービスの確保(保育園・学童クラブ・児童館) ・障害児をもつ家庭への支援	創2-2-1 子育て支援サービスの充実を進めます	子育てと仕事の両立などを支援するため、ファミリー・サポート・センターや病後児保育室を充実していきます。 保育園を中心として、子育て相談や交流広場の展開など、総合的な子育て支援を進めます。 子育てや食育などに関する学習や、親子ふれあい事業などを充実するとともに、地域の子育て活動団体の育成・支援をしていきます。 子育て負担を軽減するため、乳幼児及び義務教育就学児医療費の助成を充実していくとともに、ひとり親家庭への自立に向けた適切な支援を行っていきます。	国・都の動向としては、従来の「病後児保育事業」から病中の子どもを受け入れる「病児保育室」へと重点が移行しています。 国は、保育事業について、すべての子どもへの良質な保育環境を保障し、子どもを大切にすることを実現するための「子ども・子育て新システム」を策定中です。 都は、午後7時以降まで開所する、いわゆる「都型学童クラブ」に対する補助制度を平成22年度から創設しました。	子ども・子育て新システム」の動向を確認し、組織の見直しが必要になる。(子育て支援課)	子ども・子育て新システム」の動向を確認し、組織の見直しが必要になる。(子育て支援課)	子ども・子育て新システム」の動向を確認し、組織の見直しが必要になる。(子育て支援課)	子ども・子育て新システム」の動向を確認し、組織の見直しが必要になる。(子育て支援課)	(児童青少年課) 進学や就職、反抗期など、心の不安定な時期の子どもとの接し方や関わり方がわからず、悩みを抱える親が増えている。また、青少年の本音や考えている事を親が聞く機会が少なくなっている。 <取組> 「若年世代の子を持つ親」と「青少年」の悩みや不安を話せる機会づくりを進めます。 <課題> 子育て団体の存在がそれほど市民に知られておらず、また子育て団体自体も更なる活動場所を求めている状況である。 <取組> 子育て団体と連携し、活動場所の提供や市の子育て情報の提供を検討します。	(児童青少年課) しゃべる場の設定 青少年や保護者の日頃の悩みや不安、考え等を表現する場を設定し、抱えている問題等を共有する。 [関連の個別計画] 西東京市子育て・子育てワイワイプラン(施策2-1-6) 子育て団体等への支援 活動場所や情報提供などで連携を図る
				創2-2-2 子育て環境の整備を進めます	保育園の建替や大規模改修を計画的に進めると同時に、認証保育所事業に取り組み、待機児対策などの保育ニーズに対応していきます。 保育園の評価と点検を行い、良質な保育サービスを提供するよう努めます。 保育園ごとの機能の見直しを図り、地域における子育て支援の充実を図るとともに、多様な保育ニーズに的確に対応するため、保育園の運営について民間への委託を進めます。 学童クラブの計画的な整備を進めるとともに、事業の効率化とサービスの向上を図るため、民間活力の導入を推進します。 障害のある就学児童・生徒の放課後の活動の場として、放課後対策事業に対する支援の拡大や地域交流を進めていきます。						民間の活力を生かした私立保育園の施設整備を進めるほか、家庭的保育事業の拡充により待機児童対策などの保育ニーズに対応していきます。(保育課) 基幹型保育園、地域型保育園、民間委託保育園など保育園ごとの点検評価を行い、良質な保育サービスを提供するよう努めます。(保育課) 5ブロック体制の充実を図るとともに民間委託を進めます。(保育課)	(保育課) <課題> 民間委託となった保育園の評価・検証 <取組> 民間委託保育園の評価・検証を行うための仕組み作り。

施策	担当課	現行計画における施策全体の課題や取組等				留意すべき点 (都などの制度変化・その他制約条件・社会環境の変化) [H22施策評価時]	点検調査結果[H23調査]				次期計画に新たに反映すべき内容 [H23調査]	
		施策全体の課題	施策実施に向けたキーワード	施策体系	課題解決へ向けた主な取組		施策全体の課題について	留意すべき点について (市を取り巻く環境の変化等)	新たな視点の活動等	課題解決に向けた主な取組について	追加が必要と考える取組み	追加が必要と考える事項
創2-3 学校教育の充実 (次項につづく)	教育支援課 教育指導課 教育企画課 学校運営課 社会教育課	充実した教育環境のもと、子どもと学んでいくためには、将来人口を見越した学校の適正配置と、そうした配置を踏まえて老朽化した施設などの改修を行うことが必要です。 また、子どもの成長過程で生じる問題に対応するため、来所相談やスクールカウンセラーによる日常的な支援など相談機能の充実を図り、子どもと親の不安をやわらげる必要があります。 今後は、ボランティアによる下校指導などによって、地域とのつながりを持ちながら、より安心安全に、かつ、楽しく学べる環境を整備します。	・適正配置を踏まえた施設などの整備 ・子どもの成長と心のケアのための相談機能の充実 ・地域とともに子どもを見守るしくみ	創2-3-1 学校教育環境全般の向上に取り組みます	児童・生徒の確かな学力向上に向けて、きめ細やかな学習指導の実施、専門家や外国人などの外部講師の積極的な活用など、時代の流れに応じた教育を進めていきます。 特色ある学校づくりを推進するため、特色ある教育課程の編成や情報教育などを進めていきます。 教育情報センターの機能の充実・活用を図るとともに、教員一人一台のパソコンを整備し、児童・生徒の学習支援に努めながら、分かる授業の実現と情報活用能力の育成を図ります。 ホームページなどを利用した積極的な情報発信を推進し、信頼される学校運営を進めます。 小学校給食では、子ども自身の健康を保ち、豊かな心を育てるために、地場野菜や学校農園で収穫した野菜の給食利用の継続や、給食ランチルームの整備などを図るとともに、給食調理の民間委託を進めていきます。中学校給食では、引き続き弁当外注方式による給食を実施しつつ、計画的に完全給食への移行を進めていきます。 子どもが本に親しめるよう学校図書館専門員(司書及び司書教諭)の配置を継続していく取組を進めるとともに、学校図書館が利用しやすく、活用されるよう整備していきます。 障害のある児童・生徒の教育ニーズに応え、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸長するよう特別支援教育の充実、推進に努めていきます。	平成20年に社会教育法の一部が改正され、「学校の放課後や休業日の児童・生徒に対する学習及びその他の活動機会の提供」、「地域住民の学習成果を活用した教育活動の提供」が市町村教育委員会の事務として追記されました。 教育基本法の改正(平成18年12月施行)、教育三法(学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法)の改正(平成20年4月1日施行 一部平成21年4月1日施行)により、教育の目的・目標の見直し、学校の組織強化、教育委員会の責任体制の明確化等が図られています。	障害者支援については、部局横断的な計画策定が必要で、教育が関わる割合が少ないため、特に、学齢期においては、中心的役割を果たすことになると考えます。(教育支援課) 課題を抱える児童・生徒に関する、教育委員会の学校支援システムの再構築(ツールの開発、人材の適切な活用等)(教育支援課)	平成20年に社会教育法の一部が改正され、「学校の放課後や休業日の児童・生徒に対する学習及びその他の活動機会の提供」、「地域住民の学習成果を活用した教育活動の提供」が市町村教育委員会の事務として追記されました。 各自自治体で、障害者の乳幼児から就労、老後に至るまでの連続した支援システムの構築が進んできています。また、発達障害に関して、発達障害者支援法の成立とともに、発達障害への様々な施策が展開し始めています。本市では、障害福祉課でも発達障害者(児)への支援の第一歩として、啓発活動を始めています。(教育支援課) 第1次地域主権整備法(平成23年5月2日公布)により地方教育行政の組織及び運営に関する法律が、第2次地域主権整備法(平成23年8月30日公布)により社会教育法が改正されました。 これにより、学校運営協議会を設置する学校を指定するときの都道府県教育委員会との協議が不要となり、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参照するものとするなど、市の自主性、自立性が高められました。(教育企画課)	ALTの時間を増やし、外国の文化・伝統に触れさせる機会を充実させるとともに、コミュニケーション能力の更なる向上を図る。(教育指導課) 校長・副校長会議、各主任会等で特色ある教育活動の推進についての情報提供を行うとともに、学校訪問等で教育課程に位置付けている特色ある教育活動についての推進状況を把握する。(教育指導課) ICTを活用した授業改善を重視した教員研修会を開催する。(教育指導課) 全校がホームページの更新を随時行うように校長、副校長会議や連絡会等で周知徹底を図る。(教育指導課) 小学校給食では、子ども自身の健康を保ち、豊かな心を育てるために、地場野菜や学校農園で収穫した野菜の給食利用を促進します。ランチルームの整備については、大規模改修等の実施に合わせて整備を進めていきます。また、給食室の安全・衛生面の強化を図るため、必要な整備を図ります。給食調理については、民間委託を進めていきます。中学校給食では、栄養職員及び食育リーダーを中心に食育を進めていきます。(学校運営課) 特別支援教育の制度をいかしつつ、インクルージョンの視点を持ち(インクルージョンの意味を誤解されないで使用できるなら使用する)一人ひとりのニーズにこたえられる教育の実現を目指す。(教育支援課)	(教育支援課) ＜課題＞ 発達障害者支援法の成立 ＜取組＞ 乳幼児期から学齢期、就労、老後までの連続した支援システムの構築を目指して、部局横断的な施策を検討する。 ＜課題＞ 特別支援教育の展開を教育全般の問題として捉えていく。 ＜取組＞ 通常の学級におけるユニバーサルデザインの展開 ＜課題＞ 特別支援学級の設置に関する課題、特別支援教室構想 ＜取組＞ 特別支援学級設置の基本的考え方 (教育企画課) ＜課題＞ 固定学級(情緒)対象となる児童の増加 ＜取組＞ ニーズを把握しながら、学級増、増設等の検討を行います。	(教育企画課) 固定学級(情緒)の増設	
	創2-3 学校教育の充実 (次項につづく)	教育支援課 教育指導課 教育企画課 学校運営課 社会教育課	充実した教育環境のもと、子どもと学んでいくためには、将来人口を見越した学校の適正配置と、そうした配置を踏まえて老朽化した施設などの改修を行うことが必要です。 また、子どもの成長過程で生じる問題に対応するため、来所相談やスクールカウンセラーによる日常的な支援など相談機能の充実を図り、子どもと親の不安をやわらげる必要があります。 今後は、ボランティアによる下校指導などによって、地域とのつながりを持ちながら、より安心安全に、かつ、楽しく学べる環境を整備します。	・適正配置を踏まえた施設などの整備 ・子どもの成長と心のケアのための相談機能の充実 ・地域とともに子どもを見守るしくみ	創2-3-2 学校教育施設の計画的な整備を進めます	「学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、通学区域の見直しや学校統廃合についても検討を行います。 快適な教育環境を確保するために、老朽化した校舎・体育館などの大規模改修など、学校施設の計画的な改修に努めます。	平成20年に社会教育法の一部が改正され、「学校の放課後や休業日の児童・生徒に対する学習及びその他の活動機会の提供」、「地域住民の学習成果を活用した教育活動の提供」が市町村教育委員会の事務として追記されました。 教育基本法の改正(平成18年12月施行)、教育三法(学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法)の改正(平成20年4月1日施行 一部平成21年4月1日施行)により、教育の目的・目標の見直し、学校の組織強化、教育委員会の責任体制の明確化等が図られています。	障害者支援については、部局横断的な計画策定が必要で、教育が関わる割合が少ないため、特に、学齢期においては、中心的役割を果たすことになると考えます。(教育支援課) 課題を抱える児童・生徒に関する、教育委員会の学校支援システムの再構築(ツールの開発、人材の適切な活用等)(教育支援課)	平成20年に社会教育法の一部が改正され、「学校の放課後や休業日の児童・生徒に対する学習及びその他の活動機会の提供」、「地域住民の学習成果を活用した教育活動の提供」が市町村教育委員会の事務として追記された。(教育企画課) 各自自治体で、障害者の乳幼児から就労、老後に至るまでの連続した支援システムの構築が進んできています。また、発達障害に関して、発達障害者支援法の成立とともに、発達障害への様々な施策が展開し始めています。本市では、障害福祉課でも発達障害者(児)への支援の第一歩として、啓発活動を始めています。(教育支援課) 第1次地域主権整備法(平成23年5月2日公布)により地方教育行政の組織及び運営に関する法律が、第2次地域主権整備法(平成23年8月30日公布)により社会教育法が改正された。 これにより、学校運営協議会を設置する学校を指定するときの都道府県教育委員会との協議が不要となり、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参照するものとするなど、市の自主性、自立性が高められた。(教育企画課)	(教育企画課) ＜課題＞ 中原小、ひばりが丘中の建替え ＜取組＞ 老朽化した中原小学校、ひばりが丘中学校の建替えについて検討し、「学校施設適正規模・適正配置庁内検討委員会最終報告書」を取りまとめました。今後は建替準備検討協議会を設置し、建替えの具体的な検討を行います。 ＜課題＞ 小規模小学校の集中地域における学校統廃合 ＜取組＞ 小規模小学校が集中している市中央部東側地域の統廃合を「学校施設適正規模・適正配置庁内検討委員会」において検討します。	現行を基本として事業を継続	

施策	担当課	現行計画における施策全体の課題や取組等				留意すべき点 (都などの制度変化・その他制約条件・社会環境の変化) [H22施策評価時]	点検調査結果[H23調査]				次期計画に新たに反映すべき内容 [H23調査]	
		施策全体の課題	施策実施に向けたキーワード	施策体系	課題解決に向けた主な取組		施策全体の課題について	留意すべき点について (市を取り巻く環境の変化等)	新たな視点の活動等	課題解決に向けた主な取組について	追加が必要と考える取組み	追加が必要と考える事項
創2-3 学校教育の充実 (前項につづく)	教育支援課・教育指導課・教育企画課・学校運営課・社会教育課	充実した教育環境のもと、子どもと学んでいくためには、将来人口を見越した学校の適正配置と、そうした配置を踏まえて老朽化した施設などの改修を行うことが必要です。	適正配置を踏まえた施設などの整備	創2-3-3 教育相談機能の充実を進めます	子どもの性格や行動、精神や身体の悩み、いじめや不登校などの学校生活上の問題、保護者の子育てや親子関係の悩み、発達についての理解などに対し、臨床心理士などによる専門性の高いカウンセリングや子どものプレイセラピーなどを行います。	平成20年に社会教育法の一部が改正され、「学校の放課後や休業日の児童・生徒に対する学習及びその他の活動機会の提供」、「地域住民の学習成果を活用した教育活動の提供」が市町村教育委員会の事務として追記されました。	障害者支援については、部局横断的な計画策定が必要である。教育が関わる割合が少ないため、特に、学齢期においては、中心的役割を果たすことになると考える。(教育支援課)	平成20年に社会教育法の一部が改正され、「学校の放課後や休業日の児童・生徒に対する学習及びその他の活動機会の提供」、「地域住民の学習成果を活用した教育活動の提供」が市町村教育委員会の事務として追記された。(教育企画課)	各自治体で、障害者の乳幼児から就労、老後に至るまでの連続した支援システムの構築が進んでいない。また、発達障害者支援法の成立にともない、発達障害者への様々な施策が展開し始めている。本市では、障害福祉課でも発達障害者(児)への支援の第一歩として、啓発活動を行っている。(教育支援課)	第1次地域主権整備法(平成23年5月2日公布)により地方教育行政の組織及び運営に関する法律が、第2次地域主権整備法(平成23年8月30日公布)により社会教育法が改正された。これにより、学校運営協議会を設置する学校を指定するときの都道府県教育委員会との協議が不要となり、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとするなど、市の自主性、自立性が高められた。(教育企画課)	<取組>教育委員会と学校との間のネットワークとシステムを確立する。(教育支援課)	現行を基本として事業を継続
		また、子どもの成長過程で生じる問題に対応するため、来所相談やスクールカウンセラーによる日常的な支援など相談機能の充実を図り、子どもと親の不安をやわらげる必要があります。	子どもの成長と心のケアのための相談機能の充実	創2-3-4 教育相談センターでのカウンセリングや不登校、ひきこもり、集団不登校、非行などの予防・早期対応に努めます。	教育相談員が派遣されている小学校への東京都立学校スクールカウンセラーの配置を要請し、小・中学校全校へのスクールカウンセラーの配置をめざします。学校との連携を強化して、いじめや不登校、ひきこもり、集団不登校、非行などの予防・早期対応に努めます。						教育基本法の改正(平成18年12月施行)、教育三法(学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法)の改正(平成20年4月1日施行 一部平成21年4月1日施行)により、教育の目的・目標の見直し、学校の組織強化、教育委員会の責任体制の明確化等が図られています。	課題を抱える児童・生徒に関する。教育委員会の学校支援システムの再構築(ツールの開発、人材の適切な活用等)(教育支援課)
創3-1 生涯学習社会の形成	社会教育課	社会の環境変化に対応しつつ生涯学習の充実を図るためには、情報の提供を通じて生涯学習の取組を広く周知するとともに、市民一人ひとりが生涯学習の主体となるようなしくみづくりが必要	生涯学習に関する情報発信の充実	創3-1-1 生涯学習活動の推進をすすめる	生涯学習推進計画に基づいて、体系的かつ全庁的に市民の学習活動を支援します。	平成18年に教育基本法が全面改正され、新たに「生涯学習の理念」が位置づけられ、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならないとされました。	平成20年に社会教育法の一部が改正され、「学校の放課後や休業日の児童・生徒に対する学習及びその他の活動機会の提供」、「地域住民の学習成果を活用した教育活動の提供」が市町村教育委員会の事務として追記されました。				現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続
		そのため、地域のさまざまな人を結びつけ、協働により地域での生涯学習を進めていく必要があります。	生涯学習に関する情報発信の充実	創3-1-2 生涯学習活動のネットワーク形成を進めます	市民の自主運営による生涯学習活動やコミュニティ活動、学習の成果を活かした社会貢献活動を、日常的に展開できるよう支援します。						平成20年に社会教育法の一部が改正され、「学校の放課後や休業日の児童・生徒に対する学習及びその他の活動機会の提供」、「地域住民の学習成果を活用した教育活動の提供」が市町村教育委員会の事務として追記されました。	各自治体で、障害者の乳幼児から就労、老後に至るまでの連続した支援システムの構築が進んでいない。また、発達障害者支援法の成立にともない、発達障害者への様々な施策が展開し始めている。本市では、障害福祉課でも発達障害者(児)への支援の第一歩として、啓発活動を行っている。(教育支援課)

施策	担当課	現行計画における施策全体の課題や取組等				留意すべき点 (都などの制度変化・その他制約条件・社会環境の変化) [H22施策評価時]	点検調査結果[H23調査]				次期計画に新たに反映すべき内容 [H23調査]	
		施策全体の課題	施策実施に向けたキーワード	施策体系	課題解決に向けた主な取組		施策全体の課題について	留意すべき点について (市を取り巻く環境の変化等)	新たな視点の活動等	課題解決に向けた主な取組について	追加が必要と考える取組み	追加が必要と考える事項
創3-2 学習活動の推進	図書館	<p>公民館・図書館が学習活動の場としての機能を十分に果たすためには、より利用しやすい環境を整備する必要があります。</p> <p>公民館における参加型体験学習事業の充実、図書館におけるフレキシブルサービスの充実といった個別のサービス向上とともに、管理・運営方法などの検討についても見直しを図る必要があります。こうした取組を通じて、公民館・図書館が市民に親しまれる学習活動・地域交流の機会の充実や支援に努めます。</p>	<p>・公民館・図書館のサービスのさらなる充実</p> <p>・公民館・図書館の地域交流の機会の充実</p> <p>・NPO等企画提案事業などを通じた市民主体の事業実施の支援</p>	<p>創3-2-1 幅広い市民層を対象とした学習機会を提供します</p>	<p>地域社会における市民の主体的な学習活動に応えるため、公民館での主催事業を行います。また、幅広い市民層を対象とした学習機会の提供や体験型の学習についても積極的に取り組んでいきます。</p> <p>地域コミュニティの活性化に向けて、利用団体の日常活動を支援します。また、サークル間や市民同士が交流できる機会を積極的に提供することで、地域の生涯学習の拠点として位置づけます。</p> <p>市民が利用しやすい公民館に向けて、管理・運営方法などを検討するとともに、新しい施設整備のあり方の検討や既存施設の老朽化に伴う計画的な改修を行います。</p>	<p>平成20年6月に社会教育法及び図書館法の一部が改正され、教育基本法の改正を踏まえた教育の整備(国民の学習に対する多様な需要に適切に対応するための必要な学習機会の提供・奨励等)や、公民館・図書館の運営状況に関する評価と改善、それについての地域住民等関係者への情報提供に努めること等が規定されました。</p>	<p>平成21年度より図書館事業評価を実施し、1次評価を図書館、2次評価を図書館協議会が行っている。評価内容は次年度の図書館事業に反映している。</p> <p>ICタグを活用した予約棚システムを導入し、カウンター業務の効率化を図っている。</p>	<p>国をはじめとする公共団体の電子書籍への取り組み状況に注目し、西東京市での導入の検討を行う。</p> <p>館長の諮問機関である図書館協議会委員の選考基準を条例に明記した。</p>	<p>第2期西東京市子ども読書活動推進計画の策定を記念し、市民が中心となって作られた実行委員会の協力を得て、行政関係機関と連携して事業を実施した。</p>	<p>子どもの読書活動を通じ、子どもたちの豊かな読書環境の整備を図る取組を関係機関と協力し推進していきます。また、視覚障害者などへのサービスとして、デジタル録音図書の実用化に努めていきます。</p> <p>図書館が所蔵する歴史的資料の保存に取り組むとともに、広く市民への公開に努めていきます。</p> <p>ICタグを活用した予約棚システムにより事務の効率化が推進し、さらに市民の学習支援を行うため、図書館サービスの質の向上をめざすとともに、公共施設の適正化を進める中で施設の検討を行います。</p>	<p>現行を基本として取組を継続</p>	<p>現行を基本として事業を継続</p>
		<p>市民が日常的にスポーツ・レクリエーション活動に親しむためには、スポーツに触れあう機会を増やす必要があります。そのために、スポーツ施設を確保するとともに、より効果的な施設、イベント運営体制についても検討する必要があります。</p> <p>そのため、NPO法人化した西東京市体育協会や指定管理者などとスポーツを活かしたまちづくりの検討を進める必要があります。</p>	<p>・地域におけるスポーツ活動の担い手の確保</p> <p>・スポーツを通じたまちづくりの実施</p>	<p>創3-3-1 スポーツ・レクリエーション活動を支援します</p>	<p>スポーツ振興計画に基づき、市民の生涯スポーツの推進を体系的に図り、だれもがスポーツに親しむことができる生涯スポーツの実現に向けて施策を推進します。</p> <p>指定管理者や体育協会などとさらに連携を取りながら、市全体のスポーツの振興を図り、体育施設の効率的な運用と新たな各種事業の展開をめざしていきます。</p> <p>地域におけるスポーツ環境の整備充実を図るため、総合型地域スポーツクラブ「にしはらスポーツクラブ」などで、体育指導委員やスポーツリーダーなど指導者の確保や養成を図り、地域住民の生涯スポーツ拠点づくりを進めます。</p>	<p>平成25年度に東京国体が開催されることに伴い、市民がよりスポーツとのふれあう契機が増えているものと思われれます。</p>	<p>地域におけるスポーツ環境の整備充実を図るため、総合型地域スポーツクラブ「にしはらスポーツクラブ」にさらなるスポーツクラブ、コスタ東伏見、スポーツ推進委員、指定管理者などを活用し、スポーツリーダーなど指導者の確保や養成を図り、地域住民の生涯スポーツ拠点づくりを進めます。</p>	<p>子どもたちの豊かな読書環境の整備を図る取組を関係機関と協力し推進していきます。また、視覚障害者などへのサービスとして、デジタル録音図書の実用化に努めていきます。</p> <p>図書館が所蔵する歴史的資料の保存に取り組むとともに、広く市民への公開に努めていきます。</p> <p>ICタグを活用した予約棚システムにより事務の効率化が推進し、さらに市民の学習支援を行うため、図書館サービスの質の向上をめざすとともに、公共施設の適正化を進める中で施設の検討を行います。</p>	<p>子どもたちの豊かな読書環境の整備を図る取組を関係機関と協力し推進していきます。また、視覚障害者などへのサービスとして、デジタル録音図書の実用化に努めていきます。</p> <p>図書館が所蔵する歴史的資料の保存に取り組むとともに、広く市民への公開に努めていきます。</p> <p>ICタグを活用した予約棚システムにより事務の効率化が推進し、さらに市民の学習支援を行うため、図書館サービスの質の向上をめざすとともに、公共施設の適正化を進める中で施設の検討を行います。</p>	<p><課題> 西東京市図書館における電子書籍の取扱い</p> <p><取組> 将来的に電子書籍が主流となることも予想されることから、端末機など持たない情報弱者に対するサービスのあり方を検討する。</p> <p><課題> 高齢者や外国人等図書館利用に支障があるサービスのあり方</p> <p><取組> 図書館利用が困難な高齢者や外国人に対して、知る権利が保障されるためには、公共図書館としてどのようなサービスをしていく必要があるのか、あり方を検討する。</p>	<p>図書館における電子書籍のあり方について図書館としてどのような提供をしていくか。</p> <p>高齢者や外国人等の図書館利用支援知る権利を保障し、情報弱者への支援を行う。</p>	
創3-3 スポーツ・レクリエーション活動の振興	スポーツ振興課	<p>市民が日常的にスポーツ・レクリエーション活動に親しむためには、スポーツに触れあう機会を増やす必要があります。そのために、スポーツ施設を確保するとともに、より効果的な施設、イベント運営体制についても検討する必要があります。</p> <p>そのため、NPO法人化した西東京市体育協会や指定管理者などとスポーツを活かしたまちづくりの検討を進める必要があります。</p>	<p>・地域におけるスポーツ活動の担い手の確保</p> <p>・スポーツを通じたまちづくりの実施</p>	<p>創3-3-1 スポーツ・レクリエーション活動を支援します</p>	<p>スポーツ振興計画に基づき、市民の生涯スポーツの推進を体系的に図り、だれもがスポーツに親しむことができる生涯スポーツの実現に向けて施策を推進します。</p> <p>指定管理者や体育協会などとさらに連携を取りながら、市全体のスポーツの振興を図り、体育施設の効率的な運用と新たな各種事業の展開をめざしていきます。</p> <p>地域におけるスポーツ環境の整備充実を図るため、総合型地域スポーツクラブ「にしはらスポーツクラブ」などで、体育指導委員やスポーツリーダーなど指導者の確保や養成を図り、地域住民の生涯スポーツ拠点づくりを進めます。</p>	<p>平成25年度に多摩地域を中心として開催される国民体育大会への取組を進めます。</p>	<p>地域におけるスポーツ環境の整備充実を図るため、総合型地域スポーツクラブ「にしはらスポーツクラブ」にさらなるスポーツクラブ、コスタ東伏見、スポーツ推進委員、指定管理者などを活用し、スポーツリーダーなど指導者の確保や養成を図り、地域住民の生涯スポーツ拠点づくりを進めます。</p>	<p>子どもたちの豊かな読書環境の整備を図る取組を関係機関と協力し推進していきます。また、視覚障害者などへのサービスとして、デジタル録音図書の実用化に努めていきます。</p> <p>図書館が所蔵する歴史的資料の保存に取り組むとともに、広く市民への公開に努めていきます。</p> <p>ICタグを活用した予約棚システムにより事務の効率化が推進し、さらに市民の学習支援を行うため、図書館サービスの質の向上をめざすとともに、公共施設の適正化を進める中で施設の検討を行います。</p>	<p>子どもたちの豊かな読書環境の整備を図る取組を関係機関と協力し推進していきます。また、視覚障害者などへのサービスとして、デジタル録音図書の実用化に努めていきます。</p> <p>図書館が所蔵する歴史的資料の保存に取り組むとともに、広く市民への公開に努めていきます。</p> <p>ICタグを活用した予約棚システムにより事務の効率化が推進し、さらに市民の学習支援を行うため、図書館サービスの質の向上をめざすとともに、公共施設の適正化を進める中で施設の検討を行います。</p>	<p><課題> 高齢者のスポーツに触れる機会の提供</p> <p><取組> 指定管理者と連携を取りながら、高齢者を対象とした特定期間での無料の施設開放などを実施することにより、高齢者のスポーツに触れる機会を提供していきます。また高齢者向け事業の拡充も図っていきます。</p> <p><課題> ニュースポーツに触れる機会の提供</p> <p><取組> 小学校などへスポーツ推進委員を派遣し、ニュースポーツを体験することでだれでも気軽に親しみやすいスポーツの提供を進めていきます。</p>	<p>現行を基本として事業を継続</p>	
		<p>市民が日常的にスポーツ・レクリエーション活動に親しむためには、スポーツに触れあう機会を増やす必要があります。そのために、スポーツ施設を確保するとともに、より効果的な施設、イベント運営体制についても検討する必要があります。</p> <p>そのため、NPO法人化した西東京市体育協会や指定管理者などとスポーツを活かしたまちづくりの検討を進める必要があります。</p>	<p>・地域におけるスポーツ活動の担い手の確保</p> <p>・スポーツを通じたまちづくりの実施</p>	<p>創3-3-2 スポーツ環境の整備を進めます</p>	<p>市民の生涯スポーツ活動の多様なニーズに応えるため、スポーツ施設の整備充実を図っていきます。</p> <p>市民が利用しやすいスポーツ施設に向けて、施設の計画的な改修を行います。</p> <p>ひばりが丘団地の建替に伴い、現在の野球場、サッカー場、テニスコートなどのスポーツ施設については、一体的な整備拡充を行い、都市再生機構と連携しながら総合的なスポーツ施設として整備していきます。</p> <p>平成25年に多摩地域を中心として開催される国民体育大会への取組を進めます。</p>	<p>子どもたちの豊かな読書環境の整備を図る取組を関係機関と協力し推進していきます。また、視覚障害者などへのサービスとして、デジタル録音図書の実用化に努めていきます。</p> <p>図書館が所蔵する歴史的資料の保存に取り組むとともに、広く市民への公開に努めていきます。</p> <p>ICタグを活用した予約棚システムにより事務の効率化が推進し、さらに市民の学習支援を行うため、図書館サービスの質の向上をめざすとともに、公共施設の適正化を進める中で施設の検討を行います。</p>	<p>子どもたちの豊かな読書環境の整備を図る取組を関係機関と協力し推進していきます。また、視覚障害者などへのサービスとして、デジタル録音図書の実用化に努めていきます。</p> <p>図書館が所蔵する歴史的資料の保存に取り組むとともに、広く市民への公開に努めていきます。</p> <p>ICタグを活用した予約棚システムにより事務の効率化が推進し、さらに市民の学習支援を行うため、図書館サービスの質の向上をめざすとともに、公共施設の適正化を進める中で施設の検討を行います。</p>	<p><課題> 高齢者の健康増進のための遊具の提供</p> <p><取組> ひばりが丘総合運動場の整備をする中で、だれでも気軽に利用できる健康増進のための遊具の設置を進めていきます。</p>	<p>現行を基本として事業を継続</p>			

施策	担当課	現行計画における施策全体の課題や取組等				留意すべき点 (都などの制度変化・その他制約条件・社会環境の変化) [H22施策評価時]	点検調査結果[H23調査]				次期計画に新たに反映すべき内容 [H23調査]	
		施策全体の課題	施策実施に向けたキーワード	施策体系	課題解決へ向けた主な取組		施策全体の課題について	留意すべき点について (市を取り巻く環境の変化等)	新たな視点の活動等	課題解決に向けた主な取組について	追加が必要と考える取組み	追加が必要と考える事項
創3-4 芸術・文化活動の振興	文化振興課・社会教育課	芸術・文化にあふれ、豊かで潤いのある暮らしを実現するためには、芸術・文化活動へのさまざまな参加の方法・手段を確保し、より多くの市民が触れ合う機会を設ける必要があります。 さらに、西東京市の伝統文化の継承や、文化財保護については、市民の理解と保護意識を高めることで支えていく必要があります。 今後は、子どもから大人まで多くの市民が芸術・文化活動、文化財保護全般で、触れあう機会の創出に取り組む必要があります。	・芸術・文化活動の推進 ・芸術・文化活動への参加・理解の促進 ・市民が文化財にふれあう機会の創出	創3-4-1 芸術・文化活動の充実を図ります	保谷こもれびホールや市民会館、コール田無などを中心として、芸術・文化活動の充実に努めていきます。 市民の芸術・文化の発表及び交流の場である市民文化祭について、多くの市民の参加を促し、充実・発展を図るとともに、市民が主体的に行う芸術・文化活動への支援を行っていきます。 市民の創造・文化活動の活性化を図るため、生活に身近な場所で活動や発表・交流ができるような環境を整えていきます。 老朽化が進んでいる市民会館については、公共施設の適正配置という観点からあり方の検討をしていきます。	平成13年12月に文化芸術振興基本法が施行され、地方公共団体の責務が規定されました。	平成23年度策定した文化芸術振興計画に基づき、施策を実施していくことにより、市民一人一人が文化芸術を享受・創造・発信できる文化の香りがあふれるまちをめざします。(文化振興課) 文化財ガイドボランティアなど市民参加による文化財の活用を目指し、そのため、郷土資料室を文化財の収集・保護・展示の場としてだけでなく、多様な学びを提供する場、ボランティアの育成の場、市民の自主的な活動の場などの複合施設として位置付け、(社会教育課) 西東京市のブランドの一つに文化財を取り上げ、まちづくりに活用する。(社会教育課)	平成23年度策定した文化芸術振興計画に基づき、施策を実施していくことにより、市民一人一人が文化芸術を享受・創造・発信できる文化の香りがあふれるまちをめざします。(文化振興課) 都は、平成18年3月東京都文化振興指針を策定した。都内26市では、立川市、調布市、国分寺市、八王子市、府中市、小金井市が文化関係振興計画を策定している。(文化振興課) 「基本法」にあるキーワード「地域」「市民参加」「育成」「機会の充実」「連携」を念頭に、追加・見直しが必要。(社会教育課) 西東京市においては、平成22年4月文化芸術振興条例を制定し、条例に基づき、平成24年3月文化芸術振興計画を策定した。財源根拠として、文化芸術振興基金を設置した。 保谷こもれびホールは、平成25年度から新たな指定管理者が運営することとなったことを踏まえ、より一層文化芸術振興計画の施策実現に向けた連携を強める。(文化振興課) 中高年世代の学習意欲の向上・ボランティア意識の向上が目立つ。このような市民ニーズの多様化に対応した視点・事業企画が必要。(社会教育課)	西東京市においては、平成22年4月文化芸術振興条例を制定し、条例に基づき、平成24年3月文化芸術振興計画を策定した。財源根拠として、文化芸術振興基金を設置した。 保谷こもれびホールは、平成25年度から新たな指定管理者が運営することとなったことを踏まえ、より一層文化芸術振興計画の施策実現に向けた連携を強める。(文化振興課) 中高年世代の学習意欲の向上・ボランティア意識の向上が目立つ。このような市民ニーズの多様化に対応した視点・事業企画が必要。(社会教育課)	文化振興課) <課題> 多くの市民が文化芸術に関心を持ち、文化活動につながるため、多様なニーズに応える鑑賞の場や体験機会を創出し、参加に結びつく情報提供等、参加のきっかけとなる取組を展開します。 <取組> ・多様なメディアによる情報提供 ・幅広い年齢層が参加できる体験・鑑賞の機会の充実 ・子供連れの参加の機会の充実・個人及び団体活動のきっかけづくり ・様々な人が参加しやすい環境づくり <課題> 市民が活動しやすい環境づくりのために、活動者のニーズを把握するとともに、文化芸術情報拠点を明確化や利用しやすい施設の提供を目指す。 <取組> ・活動者のニーズ把握 ・文化芸術の情報拠点の明確化 ・文化芸術を発信する機会・環境の提供 <課題> 文化財の保存と継承し、活用していきます。また、西東京市の地域の伝統文化についても検討します。 <取組> ・文化財の保存・継承と活用 ・地域の伝統文化についての検討 <課題> 市民が主体的に活動していくために、文化芸術を支える人材の育成と仕組みづくりさらに活用を目指します。 <取組> ・文化ボランティアの育成 ・活動団体の自主企画等についてアドバイザーする仕組みづくり ・青少年や高齢者の文化活動の支援 <課題> 市民活動団体間や個人間の連携や交流の拡大と市内事業者や教育機関等との連携。近隣市や姉妹・友好都市との広域的交流や市内在住の外国人との交流等により、文化芸術活動の拡大や活性化を図ります。 <取組> ・イベント開催や活動情報の交換による交流機会の創出 ・国際文化交流イベントや多文化交流を支援するスタッフ育成 ・近隣自治体や姉妹・友好都市との連携 ・市内関係機関との連携や地元文化芸術分野の専門家との連携	文化振興課) <CT活用における情報提供 多様なメディアによる情報発信するため、ICT活用における情報発信の現状を確認し、検討する。前期(25年度まで)調査 中期(28年度まで)検討 後期(30年度まで)実施 文化芸術情報のバリアフリー化 外国人市民や障害のある市民の文化芸術活動を推進し、参加しやすい環境のための情報提供方法について調査する 前期(25年度まで)調査 中期(28年度まで)検討 後期(30年度まで)実施 活動場所の充実や利用しやすい施設の提供 文化芸術活動のジャンルに応じた施設使用方法について検討し、環境を整え、公共施設へのアクセス方法を検証します。 前期(25年度まで)調査 中期(28年度まで)検討 後期(30年度まで)実施 地域の伝統文化とは何かを検討する 市民の郷土に対する愛着の向上を目指して、西東京市の歴史の中で培ってきた伝統芸能、文化的景観、文化財、生活文化から伝統文化とは何かを検討します。 前期(25年度まで)調査 中期(28年度まで)検討 後期(30年度まで)実施 文化ボランティアの制度化と企画・コーディネート ネットの支援 文化ボランティア登録制度の検討と企画・運営 コーディネータの設置を検討します。 前期(25年度まで)調査 中期(28年度まで)検討 後期(30年度まで)実施 教育機関と市内事業者との連携の充実 教育機関及び市内事業者との連携して事業を実施することで、市内交流の活性化を図る 前期(25年度まで)調査 中期(28年度まで)検討 後期(30年度まで)実施	
創3-4 芸術・文化活動の振興				創3-4-2 文化財の保護・活用を進めます	郷土資料室において、市内の遺跡からの出土品や、民具・農具などの文化財資料の収集・整理・公開に努めるとともに、将来の郷土資料室のあり方について検討します。 市民にとって貴重な文化財である下野谷遺跡の保存とその活用に向けた取組を進めていくとともに、先人たちの生活を知る貴重な文化財についても、その保存や復元に努めていきます。 文化財に関する資料の作成や講座などを実施し、郷土資料への理解、文化財保護への意識を高めていきます。			郷土資料室では、市内の遺跡からの出土品や、民具・農具などの文化財資料の収集・整理・公開のために、デジタルデータや映像などの新たな媒体の活用を進めると共に、文化財の保存・活用を推進するための市民を育成する活動の拠点となるような複合的な施設を目指す。 下野谷遺跡を史跡指定し、西東京市ブランドの一つに位置付け保存・活用を進める。また、市内の歴史的に価値ある建造物や、民俗文化財などの保存を行うために登録文化財制度を制定する。 文化財に関する市民の多様なニーズに対応した学びの場を提供するとともに、文化財ボランティアなどを育成し市民協働の文化財保護をめざす。		郷土資料室では、市内の遺跡からの出土品や、民具・農具などの文化財資料の収集・整理・公開のために、デジタルデータや映像などの新たな媒体の活用を進めると共に、文化財の保存・活用を推進するための市民を育成する活動の拠点となるような複合的な施設を目指す。 下野谷遺跡を史跡指定し、西東京市ブランドの一つに位置付け保存・活用を進める。また、市内の歴史的に価値ある建造物や、民俗文化財などの保存を行うために登録文化財制度を制定する。 文化財に関する市民の多様なニーズに対応した学びの場を提供するとともに、文化財ボランティアなどを育成し市民協働の文化財保護をめざす。	社会教育課) <課題> 多様な市民ニーズにこたえる学びの場の提供と市民協働 <取組> 郷土資料室の収集・保管・展示設備を充実させるとともに、複合的な市民活動の場とする。「郷土資料室」から「仮称」ふるさと郷土館、をめざす。 <課題> 文化財を活かしたまちづくり。 <取組> 文化財保護審議会における提言(西東京市における文化財保存・活用(あり方))を受け、まちづくりに関連する部署・団体・学習経験者等で構成する文化財保存・活用計画策定委員会において「(仮称)西東京市文化財保存・活用計画」を策定し、その計画に基づき施策を行う。 <課題> 文化財を活かした「西東京市ブランド」の創出。 <取組> 「西東京市ブランド」に下野谷遺跡を位置付けるため、国の史跡指定を目指す。	社会教育課) ふるさと郷土館の創設 郷土資料室を市民の多様な活動の場とする。 (指標)来室者の増加・ボランティアの育成と活用 文化財を活かしたまちづくり 市内にある文化財を保護・活用し、まちづくりに活かす。 (指標)歴史と文化が息づく(まちづくり)市民満足指数の向上 下野谷遺跡のブランド化 下野谷遺跡の保存と普及を進める。 (指標)国の史跡指定

施策	担当課	現行計画における施策全体の課題や取組等				留意すべき点 (都などの制度変化・その他制約条件・社会環境の変化) [H22施策評価時]	点検調査結果[H23調査]				次期計画に新たに反映すべき内容 [H23調査]		
		施策全体の課題	施策実施に向けたキーワード	施策体系	課題解決へ向けた主な取組		施策全体の課題について	留意すべき点について (市を取り巻く環境の変化等)	新たな視点の活動等	課題解決に向けた主な取組について	追加が必要と考える取組み	追加が必要と考える事項	
2. 笑顔で暮らすまちづくり(社会福祉)													
策1-1 地域福祉の推進	生活福祉課	地域で支える福祉のためには、地域住民や活動団体、関係者などとの連携した福祉コミュニティを形成していく必要があります。	・福祉コミュニティの形成 ・つながり・ささあいの輪をひろげる	策1-1-1 地域の福祉活動団体と連携し、しくみ形成します	地域福祉計画に基づき、だれもが地域において質の高いサービスを利用して暮らせるためのまちづくりを計画的に推進します。また、医療・福祉・介護などに携わる団体と連携して地域福祉の向上に努めます。	国(厚生労働省)において、「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」が開催され、平成20年3月に研究会報告書がまとめられました。この報告書において、地域住民のつながりを再構築し、地域社会において支え合う体制を実現するための方策として次のような事項が強調されています。					現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続	
		さらに高齢者や障害者を含め、だれにとっても、情報を得ることができる場整備を進める必要があります。	・福祉に開いただれにとっても便利な情報提供		だれもが地域で安心して生活していくために、市と社会福祉協議会が連携し、小地域福祉活動を積極的に進めるとともに、活動しやすい環境整備に努めます。	地域で発見された生活課題解決のための関係者間での情報共有、活動拠点の設置・活用、住民の地域福祉活動を支援するための専門的なコーディネーターの確保、住民による地域福祉活動を安定的・継続的に進めるための核となる人材の確保							
		こうした取組を通じて、コミュニティ活動への取組などを支援し、だれでも安心して暮らすことのできるまちをめざします。			社会福祉協議会、民生委員・児童委員やNPO・ボランティアなどと連携して、小地域での総合的ケアシステムの整備について検討します。								
				策1-1-2 福祉サービスに関する情報提供体制の整備を進めます	福祉情報の総合ネットワークの構築を進め、市民、事業者、NPOなどに対して、双方向性のある福祉情報を提供していきます。						現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続	
				策1-1-3 地域福祉を支える人材育成を進めます	地域福祉の担い手であるNPO・ボランティアや、ふれあいのまちづくりなどの地域組織を支援していくとともに、地域福祉におけるコーディネーターを育成・配置していきます。						現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続	
					保健・医療・福祉を中心としたさまざまな領域にわたる調整・アドバイスができる福祉従事者の専門性の向上を図るとともに、ホームヘルパー、生活支援ヘルパーなどの育成にも努めていきます。								
策1-2 高齢者福祉の充実	高齢者支援課	高齢者が、安心して暮らせるためには、高齢者福祉サービスや介護サービスの充実を図る必要があります。	・介護予防の意識普及啓発 ・高齢者福祉サービス、介護サービスの充実	策1-2-1 地域で高齢者を支えるしくみづくりを進めます	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が安心して生活ができるよう、定期的な連絡体制など高齢者を地域で支えていくためのしくみやネットワーク機能の充実を図るとともに、地域の市民などの協力を得ながら地域での見守り活動の拠点整備を進めていきます。	障害者自立支援法の制定や、長寿医療制度の創設、国民健康保険制度の改正など、地域で安心して暮らしていくための福祉サービスのあり方や社会保障制度が大きく変化しています。このような状況の中、西東京市の高齢者人口は平成22年4月1日現在で39,752人、高齢化率20.4%と上昇傾向にあり、その中でも高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯共に確実に増加しています。	高齢者が、いきいきと安心して暮らすことを目指し、利用者の視点に立ったサービス提供の実現	平成23年10月現在の人口は197,973人、高齢者数は40,668人、高齢化率は20.5%と、5人に1人が高齢者となっています。今後はいわゆる「団塊の世代」が65歳以上となることから、本格的な高齢社会を迎えます。	さまざまな課題や問題点を市民と共有し、知恵と力を出し合いながら、いきいきと暮らせるまちづくりを進めます。	高齢者が住み慣れた地域で安心・安全な生活を継続できるように、自助・互助・共助・公助の考え方を基本に、地域でお互いに助け合い、支え合うことのできるしくみづくりを進め、多くの住民の参加による活発な地域活動の推進を目指します。	<課題> 支え合う互助のしくみづくり <取組> 地域の人々が互いに支え合う互助のしくみづくり <取組> 在宅生活を支援することができる、地域の力で地域課題の解決を目指す「ほっとするまちネットワークシステム(ほっとネット)」の機能をさらに高めるとともに、地域包括支援センターを中心として、地域の力を活かし、より具体的な支え合いへの取組が必要です。	地域での支え合い活動の推進 ささあいのネットワーク、等と既存のシステムや行政サービス、関係機関との連携 [関連の個別計画] 高齢者保健福祉計画	
		さらに、高齢者自らが健康づくりへの支援など、介護予防についての取組を進める必要があります。	・高齢者を地域で支えるしくみづくり		高齢者が地域でできるだけ自立した生活がおくれるよう、住宅改修やホームヘルプサービス事業及び配食サービス事業などの充実に取り組んでいきます。		超高齢社会を見据え、財政状況を勘案しながら持続可能なサービス提供と安心して生活できる高齢者の保健福祉施策を進めていく必要があります。	住み慣れた地域で暮らしを支えるしくみの実現 生きがい・健康づくり、介護予防事業の展開に向けて取り組んでいます。	高齢者の孤立化を防ぎ、住み慣れた地域で安心して継続して生活できるように、さまざまな見守りのしくみの役割を明確にし連携しながら、地域のネットワークをきめ細かく張り巡らせることが重要です。	高齢者が自立し、安心・安全な生活を継続できるように、介護保険サービスを補完する生活支援サービスの福祉サービスを充実させていきます。	<課題> 認知症高齢者の総合的支援体制 <取組> 高齢者が認知症になっても尊厳を持って、地域で安心して暮らしていけるような支援が求められているため、認知症への理解が深まるように、予防やケアのあり方などの普及啓発活動に取り組むとともに、予防・早期発見・早期対応に取り組めます。	認知症の方への支援 認知症サポーターの養成と支援、予防とケアの充実、認知症高齢者が地域とつながるための支援など [関連の個別計画] 高齢者保健福祉計画	
				策1-2-2 介護サービスのさらなる充実を進めます	介護のいらない自立した暮らしを続けてもらうため、個々の健康状態に見合った運動や栄養指導などの介護予防策を推進していきます。						<課題> 地域包括ケアシステムの構築 <取組> 地域包括支援センター等の機能を充実するとともに、医療をはじめとしたさまざまな地域資源を活かし、連携を強めることにより地域包括ケアシステムを実現します。	保健・福祉・医療の連携体制の充実 地域の病院や施設、居住施設、在宅における多職種が互いの機能を確立し、連携を円滑にするシステムの構築と、円滑に連携できる人材を育成し、地域包括ケアの実現を目指します。 [関連の個別計画] 高齢者保健福祉計画	
					介護予防のためのさまざまな事業・活動全体を有機的、機能的に活かせる介護予防事業の連携と新たな事業の推進を図っていきます。						<課題> 介護予防事業の充実 <取組> 誰もが住み慣れた地域で健康に暮らし続けることを目指して、元来高齢者の介護予防から、二次予防事業対象者の介護予防まで重点的に展開します。	総合相談体制の充実 地域住民や地域福祉コーディネーター、民生・児童委員、専門職等、地域のさまざまな人々と、地域包括支援センターや市が連携・協力を深め、総合的な相談体制を構築します。 [関連の個別計画] 高齢者保健福祉計画	
					市内8か所の地域包括支援センターを、地域の高齢者及び家族のさまざまな相談に応じ、専門職としての正しい知識の下、介護サービス及び介護予防のマネジメントを行う拠点として活用します。						<課題> 利用者の視点に立ったサービス提供の実現 <取組> 適切な情報提供や、介護サービス事業者等との協力の強化によって、介護サービスの質の確保と安定的な介護サービス提供に向けた取組を進めます。	家族介護者への支援 高齢者を介護している家族同士が集い、交流できるサロンなど、場・機会の提供など [関連の個別計画] 高齢者保健福祉計画	
					高齢者が安心して住むことのできる見守りやケア付きの住宅施設として、社会福祉法人やNPO、民間企業などとの連携により、認知症高齢者グループホームの整備を進めるとともに、高齢者生活基盤施設の整備について検討します。						<課題> サービスの質の確保・向上のため、福祉サービス事業者と適切な支援と指導・監督を行い、利用者に対しては客観的な情報の提供に努めます。	被保険者、地域における保健・福祉・医療関係者、学識経験者、介護保険サービス提供事業者で構成する「西東京市地域密着型サービス等運営委員会」を設置し、地域のニーズに対応した公正かつ透明性の高い制度運営を進めます。	市で行う介護予防事業について多様な媒体を通じて情報提供を実施します。また、地域での自主的な介護予防の取組について、情報収集をし、 [関連の個別計画] 高齢者保健福祉計画

施策	担当課	現行計画における施策全体の課題や取組等				留意すべき点 (都などの制度変化・その他制約条件・社会環境の変化) [H22施策評価時]	点検調査結果[H23調査]				次期計画に新たに反映すべき内容 [H23調査]	
		施策全体の課題	施策実施へ向けたキーワード	施策体系	課題解決に向けた主な取組		施策全体の課題について	留意すべき点について (市を取り巻く環境の変化等)	新たな視点の活動等	課題解決に向けた主な取組について	追加が必要と考える取組み	追加が必要と考える事項
策1-3 障害者福祉の充実	障害福祉課	障害者福祉を充実し、障害者が暮らしやすいまちをつくるためには、障害者を取り巻く環境の改善、サービスの充実が必要です。 (仮称)障害者福祉総合センターの建設に併せ、専門職員による相談支援体制の整備、就労支援体制の充実、さらには地域生活への移行支援を行うことで障害者の自立を促進する必要があります。	・相談支援体制の充実 ・地域生活への移行支援 ・地域生活支援事業の充実	策1-3-1 地域で自立して暮らせるしくみづくりを進めます 障害者自立支援法の趣旨に基づき、地域活動支援センターを始めとした、地域生活支援事業を推進するなど、障害者の状況に配慮した情報提供や、ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援体制について整備していきます。 支援を必要とする障害者が少人数で居住する形態であるグループホーム・ケアホームは、障害者の地域生活支援の社会資源として重要であり、整備を支援していきます。 各種サービスの内容やサービス提供事業者に関する情報の提供、利用者間の情報交換などを行うネットワークづくりを支援していきます。	住み慣れた地域で自立した生活をおくれるよう、ホームヘルプサービス・ショートステイなど在宅サービスの充実や地域活動支援センターの充実を図るなど、一人ひとりの多様なニーズに応えられる生活支援体制を整備します。 障害者自立支援法の趣旨に基づき、地域活動支援センターを始めとした、地域生活支援事業を推進するなど、障害者の状況に配慮した情報提供や、ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援体制について整備していきます。 支援を必要とする障害者が少人数で居住する形態であるグループホーム・ケアホームは、障害者の地域生活支援の社会資源として重要であり、整備を支援していきます。 各種サービスの内容やサービス提供事業者に関する情報の提供、利用者間の情報交換などを行うネットワークづくりを支援していきます。	今後、障害者基本法改正や障害者自立支援法に代わる(仮称)障害者総合福祉法の制定に向けた動きが進められる中で、今後、法改正を前提とした議論がさらに進むと考えられます。 西東京市においては、身体、知的、精神に何らかの障害のある人は年々増え続けています。	障害者虐待の防止や障害者世帯等の孤立死の防止に取り組むための方策の検討が必要です。 障害者自立支援法改正により、平成23年10月より、視覚障害者への新たなサービスである同行援護が追加された。 平成24年度から、障害福祉サービスを利用する際に、サービス利用計画作成が必要となった。 児童福祉法の改正により、平成24年度から障害児通所サービス事業が都から事務移管され市の事務となった。 障害者虐待防止方法が平成24年10月から施行される。 平成25年度に障害者自立支援法に代わり、(仮称)障害者総合福祉法が制定される見込みであるが、24年度以降に、法律の内容が示される予定である。	障害者虐待防止法の施行により、虐待防止に関して市の果たせねばならない役割が明確化された。 障害者等世帯の孤立死は近年社会問題となっており、行政機関、民間事業所との協働、連携が急務となっている。 障害者自立支援法の趣旨に基づき、地域活動支援センターを始めとした、地域生活支援事業を推進するなど、障害者の状況に配慮した情報提供や、ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援体制について整備していきます。また、利用者の意向に沿ったサービス利用計画を作成するため、指定管理制度等を視野にいれ、民間活力の導入を検討します。 障害者自立支援法内事業等への移行をした事業所の運営の安定化を支援し、特別支援学校卒業者の生活訓練、社会適応訓練などの充実を図っていきます。	障害者虐待防止法の施行により、虐待防止に関して市の果たせねばならない役割が明確化された。 障害者等世帯の孤立死は近年社会問題となっており、行政機関、民間事業所との協働、連携が急務となっている。 障害者自立支援法の趣旨に基づき、地域活動支援センターを始めとした、地域生活支援事業を推進するなど、障害者の状況に配慮した情報提供や、ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援体制について整備していきます。また、利用者の意向に沿ったサービス利用計画を作成するため、指定管理制度等を視野にいれ、民間活力の導入を検討します。 障害者自立支援法内事業等への移行をした事業所の運営の安定化を支援し、特別支援学校卒業者の生活訓練、社会適応訓練などの充実を図っていきます。	<課題> 障害者虐待防止の施行 <取組> 相談支援体制の充実、避難場所の確保 <課題> 障害者世帯の孤立死の防止 <取組> 庁内関係部署、関係機関との連携、情報の共有化	現行を基本として事業を継続	
		市民が安心して暮らすことができるよう社会保障制度を運営していくためには、国民健康保険制度、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)など、医療保険制度の創設、改正について市民に広く周知するとともに、健全で安定した制度運営を図っていくことが必要です。 こうした取組を通じて、安定した社会保障制度の運営をめざします。	・制度改正に伴う市民への周知と適切な運営 ・健全かつ安定した医療保険制度の運営 ・生活保護対象者への自立支援プログラムの実施	策1-4-1 生活保護制度の適正な運営に努めるとともに、被保護世帯の生活の安定と自立を促すため、各種相談や生活支援を図っていきます。 策1-4-2 国民健康保険制度の健全な運営を行います 国民健康保険制度の趣旨普及に向けて啓発活動を推進します。 特定健康診査・特定保健指導の実施により被保険者の生活習慣病の予防と生活の質の維持及び向上を図ります。 策1-4-3 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の健全な運営を実現するため、被保険者である市民の健康保持を図るとともに、保険料の徴収率向上など財源の確保に努めます。一方、医療制度の見直しや財政支援について、東京都後期高齢者医療広域連合とともに、国や東京都へ要請していきます。 策1-4-4 介護保険制度を健全に運営していくため、高齢社会と高齢者現況に即した介護保険制度の健全な運営を行います。	生活保護制度の適正な運営に努めるとともに、被保護世帯の生活の安定と自立を促すため、各種相談や生活支援を図っていきます。 国民健康保険制度の健全な運営を行います 国民健康保険制度の趣旨普及に向けて啓発活動を推進します。 特定健康診査・特定保健指導の実施により被保険者の生活習慣病の予防と生活の質の維持及び向上を図ります。 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の健全な運営を実現するため、被保険者である市民の健康保持を図るとともに、保険料の徴収率向上など財源の確保に努めます。一方、医療制度の見直しや財政支援について、東京都後期高齢者医療広域連合とともに、国や東京都へ要請していきます。 介護保険制度を健全に運営していくため、高齢社会と高齢者現況に即した介護保険制度の健全な運営を行います。	国では、後期高齢者医療制度を廃止し、平成25年度に新たな高齢者医療制度を創設すると高齢者医療改革会議で現在検討が進められています。 国では、民主党政権となってから「長寿医療制度」の表現を取りやめてあり、削除する。(保険年金課)	平成22年12月20日に高齢者医療制度改革会議において、高齢者のための新たな医療制度等について最終とりまとめが行われた。国では、この最終とりまとめに沿って、関係者(都道府県)の理解を得た上で、関連法案を今通常国会に提出するとしている。この最終とりまとめでは、75歳以上の高齢者の方も現役世代と同じ国民健康保険が被用者保険に加入し、多くの高齢者が加入することとなる国保について、第一段階で高齢者に関し都道府県単位の財政運営とし、第二段階で現役世代についても都道府県単位の財政運営を図るとしている。今後の国の動向に注視するとともに都道府県単位の広域化に対応した事業運営を図る必要がある。(保険年金課) 今通常国会に国保法の改正が提出されている。市町村国保の都道府県単位の共同事業である保険財政共同安定化事業について、対象医療費を平成27年度から全医療費に拡大する改正を予定している。現在レセプト1件当たり30万円超となっている対象医療費を1円以上とする事で、財政運営の都道府県単位の広域化を図るもので、今後、都道府県単位の運営に向けて、東京都が策定する広域化等支援方針に沿って保険料の賦課方式や料率等の見直しが必要となる。(保険年金課)	特定健康診査・特定保健指導の実施により被保険者の生活習慣病の予防と生活の質の維持及び向上を図ります。 国では、民主党政権となってから「長寿医療制度」の表現を取りやめてあり、削除する。(保険年金課)	特定健康診査・特定保健指導の実施により被保険者の生活習慣病の予防と生活の質の維持及び向上を図ります。 国では、民主党政権となってから「長寿医療制度」の表現を取りやめてあり、削除する。(保険年金課)	(保険年金課) <課題> 国保法の改正への対応 <取組> 東京都が示すスケジュールに沿って、保険料の賦課方式や料率等の見直しを国民健康保険運営協議会に諮り、答申に基づく条例改正を行う。 <課題> 後期高齢者医療制度廃止後の高齢者のための新たな医療制度などへの対応 <取組> 関連法案の成立に併せて、高齢者の加入手続き、保険料率の設定等の対応を図る。	現行を基本として事業を継続	
策1-4 社会保障制度の運営	高齢者支援課・生活福祉課・保険年金課	高齢者福祉を充実し、障害者が暮らしやすいまちをつくるためには、障害者を取り巻く環境の改善、サービスの充実が必要です。 (仮称)障害者福祉総合センターの建設に併せ、専門職員による相談支援体制の整備、就労支援体制の充実、さらには地域生活への移行支援を行うことで障害者の自立を促進する必要があります。	・相談支援体制の充実 ・地域生活への移行支援 ・地域生活支援事業の充実	策1-3-1 地域で自立して暮らせるしくみづくりを進めます 障害者自立支援法の趣旨に基づき、地域活動支援センターを始めとした、地域生活支援事業を推進するなど、障害者の状況に配慮した情報提供や、ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援体制について整備していきます。 支援を必要とする障害者が少人数で居住する形態であるグループホーム・ケアホームは、障害者の地域生活支援の社会資源として重要であり、整備を支援していきます。 各種サービスの内容やサービス提供事業者に関する情報の提供、利用者間の情報交換などを行うネットワークづくりを支援していきます。	住み慣れた地域で自立した生活をおくれるよう、ホームヘルプサービス・ショートステイなど在宅サービスの充実や地域活動支援センターの充実を図るなど、一人ひとりの多様なニーズに応えられる生活支援体制を整備します。 障害者自立支援法の趣旨に基づき、地域活動支援センターを始めとした、地域生活支援事業を推進するなど、障害者の状況に配慮した情報提供や、ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援体制について整備していきます。 支援を必要とする障害者が少人数で居住する形態であるグループホーム・ケアホームは、障害者の地域生活支援の社会資源として重要であり、整備を支援していきます。 各種サービスの内容やサービス提供事業者に関する情報の提供、利用者間の情報交換などを行うネットワークづくりを支援していきます。	今後、障害者基本法改正や障害者自立支援法に代わる(仮称)障害者総合福祉法の制定に向けた動きが進められる中で、今後、法改正を前提とした議論がさらに進むと考えられます。 西東京市においては、身体、知的、精神に何らかの障害のある人は年々増え続けています。	障害者虐待の防止や障害者世帯等の孤立死の防止に取り組むための方策の検討が必要です。 障害者自立支援法改正により、平成23年10月より、視覚障害者への新たなサービスである同行援護が追加された。 平成24年度から、障害福祉サービスを利用する際に、サービス利用計画作成が必要となった。 児童福祉法の改正により、平成24年度から障害児通所サービス事業が都から事務移管され市の事務となった。 障害者虐待防止法の施行により、虐待防止に関して市の果たせねばならない役割が明確化された。 障害者等世帯の孤立死は近年社会問題となっており、行政機関、民間事業所との協働、連携が急務となっている。 障害者自立支援法の趣旨に基づき、地域活動支援センターを始めとした、地域生活支援事業を推進するなど、障害者の状況に配慮した情報提供や、ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援体制について整備していきます。また、利用者の意向に沿ったサービス利用計画を作成するため、指定管理制度等を視野にいれ、民間活力の導入を検討します。 障害者自立支援法内事業等への移行をした事業所の運営の安定化を支援し、特別支援学校卒業者の生活訓練、社会適応訓練などの充実を図っていきます。	障害者虐待防止法の施行により、虐待防止に関して市の果たせねばならない役割が明確化された。 障害者等世帯の孤立死は近年社会問題となっており、行政機関、民間事業所との協働、連携が急務となっている。 障害者自立支援法の趣旨に基づき、地域活動支援センターを始めとした、地域生活支援事業を推進するなど、障害者の状況に配慮した情報提供や、ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援体制について整備していきます。また、利用者の意向に沿ったサービス利用計画を作成するため、指定管理制度等を視野にいれ、民間活力の導入を検討します。 障害者自立支援法内事業等への移行をした事業所の運営の安定化を支援し、特別支援学校卒業者の生活訓練、社会適応訓練などの充実を図っていきます。	<課題> 障害者虐待防止の施行 <取組> 相談支援体制の充実、避難場所の確保 <課題> 障害者世帯の孤立死の防止 <取組> 庁内関係部署、関係機関との連携、情報の共有化	現行を基本として事業を継続		

施策	担当課	現行計画における施策全体の課題や取組等				留意すべき点 (都などの制度変化・その他制約条件・社会環境の変化) [H22施策評価時]	点検調査結果 [H23調査]				次期計画に新たに反映すべき内容 [H23調査]		
		施策全体の課題	施策実施へ向けたキーワード	施策体系	課題解決へ向けた主な取組		施策全体の課題について	留意すべき点について (市を取り巻く環境の変化等)	新たな視点の活動等	課題解決に向けた主な取組について	追加が必要と考える取組み	追加が必要と考える事業	
策1-5 暮らしの相談の充実	協働コミュニティ課	市民が安心して暮らすためには、いつでも相談をすることができ、また適切なアドバイスももらうことができるような相談体制の充実が必要です。近年増加している消費者トラブルを、未然に防止するための十分な情報収集や情報発信にも努めなければなりません。	・講座事業・市民相談事業を通じた普及啓発活動 ・情報化の進展による新たな犯罪への対応 ・食の安全に関する情報提供	策1-5-1 暮らしの相談の充実を努めます	市民がかかえるさまざまな問題解決に向けての相談を充実していくとともに、市民が相談しやすい体制づくりに努めていきます。 相談が複数の分野にまたがるもの、他の機関との連携が必要なものなど、多種多様な相談に対して適切な対応をし、具体的な支援へとつなげられるよう、相談機能のネットワークを構築していきます。 消費生活の安定と向上を図るため、消費者がより相談しやすい体制づくりに努めるとともに、消費生活にかかわるトラブルを未然に防ぎ、解決に向けての対応を支援しながら、よりよい消費生活がえられるよう取り組んでいきます。 国や東京都をはじめ関係機関と連携しながら、食の安全などその時々に応じた各種の問題を取り上げ、さまざまな啓発活動や消費生活講座などを充実していきます。	国の消費施策の指針となる「消費者基本計画」(平成22年度より5年間)が制定されました。その骨子は、食品安全庁の設置検討、独立調査機関の新設検討、食品表示に関する法律の一本化検討等です。						現行を基本として事業を継続	現行を基本として事業を継続
策2-1 健康づくりの推進	健康課	市民自身が健康づくりに取り組み、健康に暮らしていくためには、健康づくりに関する自主的な活動を行う団体への支援や、新たな生活習慣病や食に関する情報提供、各種の健康診査を受診できる環境の整備が必要です。	・市民の自主的な健康づくりの支援 ・生活習慣病などへの対応を含めた健康診査、健康相談・教育の充実 ・小児救急医療、休日医療の充実 ・市民ニーズに沿った医療情報の提供	策2-1-1 市民の自主的な健康づくりを支援します	市民の健康づくりを推進するために策定した、健康づくり推進プランや食育推進計画に基づき、地域における健康づくりを進め、市民の主体的な取組を支援するとともに、市報やホームページを活用した情報提供に努めます。 乳幼児とその保護者や妊産婦に対して、きめ細かな相談や健康管理、保健指導などの支援体制を整えていきます。生活習慣病や要介護状態を予防するため、生活指導、健康診査やがん検診などを実施していきます。 疾病・老化などにより心身の機能が低下している方に対しては、日常生活の自立を助けるため、必要な訓練を行っています。 健康に対する意識の啓発や健康教育、各種スポーツ教室などを進め、市民の主体的な健康づくりへの取組を促していきます。	任意予防接種に位置づけられている子宮頸がんワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン等についての公費負担を、市民、医師会及び市議会から求められています。 おたふくかぜ・みずぼうそうワクチンの公費負担についても、市民、医師会及び市議会から求められています。 全国で年間3万人を超える自殺者が続いている状況の中で、国の指導のもと、東京都とも連携しながら、自殺予防対策の取り組みが求められています。 国は平成23年度に5年間の第2次食育推進基本計画を策定し、健康日本21の最終評価を行い、平成25年度から10年間の運動方針の策定を進めているところであり、西東京市の健康づくり推進プランも平成25年度以降の計画の策定と、平成26年度以降の食育推進計画の策定が求められています。 健康都市宣言を行い、市民の健康を支えていくため、保健・医療・福祉・教育の連携を進めることが求められています。	学齢期の子どもの健康づくりは、学校保健が中心となって推進してきましたが、地域や家庭での健康づくりの重要性が増し、子宮頸がんワクチン接種の推進や、しゃきしゃき体操の普及がきっかけとなり、教育委員会と協働・連携した取り組みを推進しています。	各種ワクチンについての公費負担を継続して実施します。 健康に対する意識の啓発や健康教育、自殺予防対策、各種スポーツ教室などを進め、市民の主体的な健康づくりへの取組を促していきます。	現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続			
		さらに、市民の健康をサポートするために小児医療・休日医療の充実、医療に関する情報など、地域医療に關する基盤整備についても積極的に取り組むことが求められています。	・市民ニーズに沿った医療情報の提供	策2-1-2 地域医療体制の整備・充実を図ります	だれもが身近な地域で適切な治療が受けられるよう医療体制を整えていくとともに、日ごろから安心して相談できるかかりつけ医の普及を図っていきます。 高度医療、救急医療の機能を持つ救命救急センターとしての公立昭和病院の充実を努めていくとともに、救急医療体制の強化として、広域的な連携による医療の充実について関係機関に要請していきます。 医療・保健・福祉の連携のもと、効果的なりハビリテーションのあり方を調査・研究します。	西東京市の高齢者人口比率は平成22年7月1日現在で、20.5%、平成32年には23.74%に達すると推計されています。	団塊の世代を中心に仕事や市民活動に意欲的に取り組む元気な高齢者が多くなっていますが、年齢が進むにつれて心身の機能は低下し、支援・介護を必要とする高齢者が確実に増えていくと考えられます。 西東京市は平成23年8月に健康都市宣言を行いました。心身ともに生涯健康であるために市民自らが生きがい・健康づくりに取り組むことができるよう取組を進めます。	社会参加や就労への支援、市民が自主的に運動のできる環境づくり、主体的な健康づくり活動を支援するとともに、生活機能の衰えをいち早くとらえ、生活機能の向上を図る介護予防のしくみなどの充実を図ります。 福祉会館、老人福祉センターを介護予防事業の拠点として整備し、市全域で介護予防に取り組むやすい環境を整えます。また、耐震改修又は建替えが必要な建物は、周辺施設との集約、複合化や配置バランスの改善も含めて検討します。		< 課題 > 地域交流の場づくりの推進 < 取組 > 支え合う地域社会の形成の土台づくりとして、サロンや、いきいきミニデイなどの、地域住民が集い、交流し、生きがい活動を行う場や拠点を増やし、より多くの住民が集まれるよう支援します。そして、地域包括支援センターを中核とした地域包括ケア会議などを活用し、地域住民が交流している中で地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、地域福祉コーディネーターとの連携の強化等、さまざまな支え合い活動につながっていくことを支援します。 < 課題 > 福祉会館、福祉センターでの取組の充実 < 取組 > 幅広い多くの高齢者が社会参加、交流の場、活動の拠点として、福祉会館、老人福祉センターを気軽に利用できるように、さまざまな取組を行います。具体的には、圏域ごとに福祉会館、老人福祉センターで「はつらつサロン」の出前講座等を行い、一人でも気軽に参加できるプログラムで外出のきっかけになるような取組を展開していきます。 < 課題 > 自主グループ活動への支援 < 取組 > 地域が一体となって介護予防に取り組めるよう、市民が身近な場所で自主的に介護予防への取組について、地域包括支援センターが中心となって支援します。なお、介護予防事業参加者の講座終了後の支援として、地域の自主グループ活動につなげ、継続的に取り組めるようにします。また、庁内の関係各課と連携し、西東京しゃきしゃき体操の普及や介護予防運動普及員の育成と活用を進めます。	ボランティア活動、NPO活動への参加促進 元気な高齢者が持っている社会貢献意識を活かし、さまざまなボランティア活動やNPO活動、市民活動への参加を促進する。 [関連の個別計画] 高齢者保健福祉計画 生きがいづくりの場の整備・充実 身近な地域で誰もが生きがいづくりに取り組めるよう、福祉会館、老人福祉センターを生きがいづくりの場として整備する。 [関連の個別計画] 高齢者保健福祉計画		
策2-2 高齢者の生きがいづくりの充実	高齢者支援課	高齢者が健康に暮らしているためには、他世代との交流を通じて社会に参加し、活動をすることも重要です。 そのため、高齢者の社会参加のための情報提供に努めます。 また、さまざまな形態の就労支援を行うことで、高齢者の生きがいづくりを支援することが必要です。	・他世代との交流による社会参加への支援 ・社会参加を通じた健康の維持 ・さまざまな就労形態の検討と支援の実施	策2-2-1 高齢者の多様な社会参加を支援します	高齢者の知識や経験を若い世代を含めた地域全体に伝えるため、世代間交流や地域交流を深め、また、健康の保持・増進のためのスポーツやレクリエーション活動の促進、知識・教養の向上、社会奉仕活動など、高齢者の生きがいづくりに必要な機会の充実を図ります。 地域の高齢者の生きがい対策の拠点である、福祉会館の改修を計画的に進めるとともに、地域の多様なニーズに応えるための複合機能をもった施設として再構築を図ります。	西東京市の高齢者人口比率は平成22年7月1日現在で、20.5%、平成32年には23.74%に達すると推計されています。	団塊の世代を中心に仕事や市民活動に意欲的に取り組む元気な高齢者が多くなっていますが、年齢が進むにつれて心身の機能は低下し、支援・介護を必要とする高齢者が確実に増えていくと考えられます。 西東京市は平成23年8月に健康都市宣言を行いました。心身ともに生涯健康であるために市民自らが生きがい・健康づくりに取り組むことができるよう取組を進めます。	社会参加や就労への支援、市民が自主的に運動のできる環境づくり、主体的な健康づくり活動を支援するとともに、生活機能の衰えをいち早くとらえ、生活機能の向上を図る介護予防のしくみなどの充実を図ります。 福祉会館、老人福祉センターを介護予防事業の拠点として整備し、市全域で介護予防に取り組むやすい環境を整えます。また、耐震改修又は建替えが必要な建物は、周辺施設との集約、複合化や配置バランスの改善も含めて検討します。		< 課題 > 地域交流の場づくりの推進 < 取組 > 支え合う地域社会の形成の土台づくりとして、サロンや、いきいきミニデイなどの、地域住民が集い、交流し、生きがい活動を行う場や拠点を増やし、より多くの住民が集まれるよう支援します。そして、地域包括支援センターを中核とした地域包括ケア会議などを活用し、地域住民が交流している中で地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、地域福祉コーディネーターとの連携の強化等、さまざまな支え合い活動につながっていくことを支援します。 < 課題 > 福祉会館、福祉センターでの取組の充実 < 取組 > 幅広い多くの高齢者が社会参加、交流の場、活動の拠点として、福祉会館、老人福祉センターを気軽に利用できるように、さまざまな取組を行います。具体的には、圏域ごとに福祉会館、老人福祉センターで「はつらつサロン」の出前講座等を行い、一人でも気軽に参加できるプログラムで外出のきっかけになるような取組を展開していきます。 < 課題 > 自主グループ活動への支援 < 取組 > 地域が一体となって介護予防に取り組めるよう、市民が身近な場所で自主的に介護予防への取組について、地域包括支援センターが中心となって支援します。なお、介護予防事業参加者の講座終了後の支援として、地域の自主グループ活動につなげ、継続的に取り組めるようにします。また、庁内の関係各課と連携し、西東京しゃきしゃき体操の普及や介護予防運動普及員の育成と活用を進めます。	ボランティア活動、NPO活動への参加促進 元気な高齢者が持っている社会貢献意識を活かし、さまざまなボランティア活動やNPO活動、市民活動への参加を促進する。 [関連の個別計画] 高齢者保健福祉計画 生きがいづくりの場の整備・充実 身近な地域で誰もが生きがいづくりに取り組めるよう、福祉会館、老人福祉センターを生きがいづくりの場として整備する。 [関連の個別計画] 高齢者保健福祉計画		
		高齢者が地域社会の一員として、豊かな知識や経験、能力を活かせる就労の場を確保します。そのために、シルバー人材センターの運営を支援していくとともに、公共職業安定所(ハローワーク)などと連携し、就労支援の拡充に努めます。		策2-2-2 高齢者の雇用・就労への支援を進めます	高齢者が地域社会の一員として、豊かな知識や経験、能力を活かせる就労の場を確保します。そのために、シルバー人材センターの運営を支援していくとともに、公共職業安定所(ハローワーク)などと連携し、就労支援の拡充に努めます。		高齢者がこれまでに培ってきた知識・経験を活かして、活躍できる場があることは、生きがいにもなり、健康づくりにも役立つため、シルバー人材センターや関係機関との連携により、雇用・就労への支援を進めます。		< 課題 > シルバー人材センターとの連携強化 < 取組 > 高齢者の雇用・就業の確保を通じて生きがいの推進を図るとともに、地域でのボランティア活動の充実を目指す。西東京市シルバー人材センターと地域の支え合い活動の推進に向けて連携します。 < 課題 > 人材育成の推進 < 取組 > 高齢者の就業機会の拡大を図るため、健康で働く意欲と能力のある高齢者が、新たな職業に就くために必要な知識や技術を習得する研修・講習や訓練などを公共職業安定所(ハローワーク)と連携して実施します。	・シルバー人材センターとの連携 ・就業開拓の推進 ・会員の資質向上のための研修 [関連する個別計画] 高齢者保健福祉計画 就職活動支援セミナー等の実施 新たな職業に就くために必要な知識や技術を習得する研修・講習や訓練を実施 [関連する個別計画] 高齢者保健福祉計画			

施策	担当課	現行計画における施策全体の課題や取組等				留意すべき点 (都などの制度変化・その他制約条件・社会環境の変化) 【H22施策評価時】	点検調査結果【H23調査】				次期計画に新たに反映すべき内容【H23調査】	
		施策全体の課題	施策実施に向けたキーワード	施策体系	課題解決に向けた主な取組		施策全体の課題について	留意すべき点について (市を取り巻く環境の変化等)	新たな視点の活動等	課題解決に向けた主な取組について	追加が必要と考える取組み	追加が必要と考える事業
策2-3 障害者の社会参加の拡大	障害福祉課	<p>障害者が社会参加や就労を通じていきいきと暮らすためには、さらなるサービスの充実と就労に関する支援が必要です。</p> <p>社会参加については手話通訳者などの派遣や移動支援などの地域生活支援事業を充実するとともに、就労支援については障害者就労支援センターの体制強化により拡充していく必要があります。</p> <p>特に、障害者自立支援法の施行により現在の福祉作業所や小規模通所授産施設や精神障害者共同作業所などにおいては、平成23年度までに新たなサービス体系に移行することになり、大幅な再編が必要となります。</p>	<p>さまざまな形態による就労体験の充実</p> <p>・地域との交流を促進することによる地域生活への移行支援</p> <p>・就労支援体制の強化</p> <p>・施設の新たなサービス体系への移行</p>	<p>契2-3-1 障害者の多様な社会参加を支援します</p> <p>障害のある人もない人も、地域のなかでともに生活していける環境を整えていきます。</p> <p>障害のある人が外出するための支援を行います。</p> <p>障害者が生涯学習や文化・スポーツ・レクリエーションなどの活動を楽しむことができるよう、機会の提供を図っていきます。</p>	<p>今後、障害者基本法改正や障害者自立支援法に代わる(仮称)障害者総合福祉法の制定に向けた動きが進められる中で、新法における国と地方の役割分担に注目が集まると考えられます。</p>	<p>特に、就労支援においては身近な地域での就労が可能となるよう、職場開拓を行っていく必要があります。</p>	<p>障害者自立支援法の改正案が平成24年3月国会に提出され、平成25年4月1日施行が予定されています。</p> <p>名称が「障害者総合支援法」と改められ、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることが法の基本理念に新たに掲げられています。</p>		<p>現行を基本として取組を継続</p>	<p>現行を基本として事業を継続</p>		
				<p>契2-3-2 障害者の雇用・就労への支援を進めます</p> <p>障害者就労支援センターを中心に、特別支援学校や公共職業安定所(ハローワーク)と連携し、障害者の就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が身近な地域において安心して働き続けられるよう、社会福祉法人、NPO、民間団体などの協力を得ながら雇用の促進を図ります。</p> <p>障害者自立支援法に定められた事業形態の立ち上げを活性化させる支援や、小規模通所授産施設などの障害者自立支援法内事業への移行に係る支援、自立と経営の安定化を図るための支援などを行います。</p>					<p>特に、就労支援においては身近な地域での就労が可能となるよう、職場開拓を行っていく必要があります。</p>	<p>障害者自立支援法の改正案が平成24年3月国会に提出され、平成25年4月1日施行が予定されています。</p> <p>名称が「障害者総合支援法」と改められ、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることが法の基本理念に新たに掲げられています。</p>	<p>< 課題 > 障害者就労支援センターにおける地域の職場開拓の推進</p> <p>< 取組 > 地域開拓促進コーディネーターの設置</p>	<p>現行を基本として事業を継続</p>

施策	担当課	現行計画における施策全体の課題や取組等				留意すべき点 (都などの制度変化・その他制約条件・社会環境の変化) [H22施策評価時]	点検調査結果[H23調査]				次期計画に新たに反映すべき内容 [H23調査]	
		施策全体の課題	施策実施に向けたキーワード	施策体系	課題解決に向けた主な取組		施策全体の課題について	留意すべき点について (市を取り巻く環境の変化等)	新たな視点の活動等	課題解決に向けた主な取組について	追加が必要と考える取組	追加が必要と考える事業
3. 環境にやさしいまちづくり(環境・景観・ごみ)												
環1-1 みどりの保全・活用	みどり公園課 産業振興課	みどりの保全を進めるためには、公園ボランティアの拡充やボランティアの組織化を進めていくことが必要です。 また、引き続き体験農園の整備を進めることも必要です。 こうした取組とともに民有地などの緑化支援を行うことで、市民が自発的に緑化活動に取り組めるしくみを形成します。	公園・緑地・農地の活用には、公園ボランティアの拡充やボランティアの組織化を進めていくことが必要です。 また、引き続き体験農園の整備を進めることも必要です。 こうした取組とともに民有地などの緑化支援を行うことで、市民が自発的に緑化活動に取り組めるしくみを形成します。	環1-1-1 みどりを保全・活用するしくみを形成します	みどりの基本計画に基づき緑地の維持を図るため、緑地保全地域や公有樹林地の保全だけでなく、民有地における樹林・樹木・生垣の保存を支援し、みどりの確保に努めます。また市民の理解を啓発するための情報提供を行います。 家の建替などで不必要となった、一定基準の樹木の斡旋を行うグリーンバンク制度の活用を推進します。 市民による公園づくりの一環として、西東京いこいの森公園や西原自然公園などで、市民による雑木林の育成管理、花壇や池・小川の管理など、公園ボランティア活動を積極的に進めていきます。 東大農場については、関係機関などとの調整を図りながら、豊かな自然環境の保全と活用に努めています。	平成21年12月に農地法が改正され、農地が現在及び将来における国民・社会環境の変化であるとされました。					現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続
				環1-1-2 農地の保全・活用を行うためのしくみを形成します	市民と農業のふれあい交流として体験農園や市民農園を推進します。 農業後継者の育成やボランティアの組織化を進めるなど、農業の継続による農地の保全を促進します。						市民と農業のふれあい交流として体験農園を推進します。 市民農園は、今後の在り方について検討します。(産業振興課)	現行を基本として取組を継続
環1-2 みどりの空間の創出	みどり公園課	引き続き、計画的な公園・広場の整備や公共施設の屋上緑化、民有地などへの緑化支援などを行うことが必要です。 さらに、これらの取組を活発化させるためには身近なみどりを創出するための体系的な支援が必要となります。	民有地などにおける緑化が進む、効果的な制度の実施 市民とともにみどりをつくる活動を進める	環1-2-1 計画的な公園・緑地の確保を進めます	買い取りの申し出があった解除生産緑地や雑木林、屋敷林などを計画的に買い取り、新たな公園・緑地の確保を図ります。また、公園づくりは地域住民と協働で行い、市民に親しまれる憩いの場とします。 東伏見都市計画公園の整備については、引き続き東京都に要請を行います。			平成23年度に「みどり基金」を設置し、公園や緑地の確保に取り組んでいます。 都立東伏見公園は平成23年度に優先整備区域に位置付けられました。		平成23年度に設置した「みどり基金」を有効に活用し、公園や緑地の確保を図る。 都立東伏見公園は平成23年度に優先整備区域に位置付けられたが、それでも要請が必要か。	現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続
				環1-2-2 身近なみどりを創出するための支援を進めます	街路整備における余剰地を活用して、散策時の休息所や憩いの場として利用できるポケットパークの整備や、屋上緑化など、公共施設における緑化を積極的に推進するなど、身近な空間におけるみどりを創出していきます。 市民が身近でみどりに親しむことができる環境づくりの一環として、生垣の造成などを支援していきます。 公園などの公共空間の花壇の計画・植え付け・管理を市民と協働で行う「花いっぱい運動」や公園ボランティアなどの市民の活動を積極的に推進します。							現行を基本として取組を継続
環2-1 環境意識の高揚	環境保全課	市内中小事業者に対し、環境マネジメントシステムである「エコアクション21」認証取得に掛る費用の一部を助成します。 地域特性に沿った環境問題への取組	エコプラザ西東京を中心とした環境学習活動の展開 地域特性に沿った環境問題への取組	環2-1-1 環境を大切にすることで地域のしくみを形成します	環境基本計画に基づき、地球温暖化対策、公害防止、みどりの創出・活用、ごみ減量など、広範にわたる環境施策を着実に実行してまいります。可能な限り具体的な目標値を設定し、点検を行ってまいります。 市においては、環境マネジメントシステムによる環境に配慮した行動を率先して推進します。また、一人ひとりが環境に配慮する意識づくりを進めるため、環境に配慮した行動を推進するしくみを検討し家庭や学校への普及に努めます。 市内の教育機関や事業者と行政が連携し、環境問題に対応する産学公連携の取組について検討します。	経済産業省の調査によると、中小事業者について、省エネ意識が高いものの他の経営課題が優先され、環境対策に着手できないという傾向があります。	環境問題に市民一人ひとりが取り組み、日常生活の中で実践していくためには、環境学習や情報提供を行うことが重要です。 平成20年7月にオープンしたエコプラザ西東京を拠点に、市民・行政・事業者それぞれが環境問題へ取り組むことができるよう、西東京市ならではの環境問題への取組を進めていくことが重要です。		現行の環境基本計画を見直し、平成26年度から新たな計画の運用を図ります。	< 課題 > 生物多様性に関すること。 < 取組 > 新環境基本計画に明文化するための協議が必要。	現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続
				環2-1-2 市民・事業者に向けた環境学習の普及に努めます	環境についての知識や理解を深め、環境にやさしい行動を実践するため、環境学習基本方針により環境学習の推進を図ります。 エコプラザ西東京において、資源及びエネルギーの有効利用など、地域や地球環境の負荷低減に関する普及啓発、人材育成事業を行うとともに、市民などの自主的な活動場所を提供します。 学校教育においては、環境読本「西東京市の環境」を活用するとともに、地域の自然や人材を活用した環境教育プログラムの導入などを検討します。							現行を基本として取組を継続
環2-3 公害対策の推進	環境保全課	公害問題の悪化を防ぐためには、継続的な調査による問題の早期発見と対策が必要です。 大気汚染については、引き続き低公害車の普及促進などに取り組む必要があります。 特に光化学スモッグの原因物質のひとつであるVOCについては、取扱い事業者に対する指導による揮発量の削減にも努めなければなりません。	低公害車などの普及促進 VOC対策	環2-3-1 公害問題の防止と解決に取り組みます	自然や市民生活を守るため、大気、水質、地下水、騒音、振動などの調査などを引き続き実施していきます。また、公害に関する情報の市民との共有を図っていきます。 ダイオキシン類などの有害化学物質やアスベストについては、被害を未然に防止するため、近隣自治体・東京都・国と連携し必要な対策を速やかに行います。	大気汚染について、平成21年に、現行の浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準より更に細かい微粒子状物質(PM2.5)の環境基準が国より示されています。					現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続
				環2-3-2 大気汚染の防止に努めます	VOCなどの大気汚染の防止のため、関係団体と連携を図り、市民・事業者・行政の意識の向上と着実な行動を推進します。 現在実施している大気汚染測定を継続し、問題の発見に努めます。 市民・事業者と協力し、公共交通や自転車の利用促進、自動車のアイドリングストップ運動など大気汚染防止策を進めます。 低公害車の普及促進に向けて、率先して低公害車の計画的な導入を進めるとともに、事業者への働きかけや市民への意識啓発を行います。							現行を基本として取組を継続

施策	担当課	現行計画における施策全体の課題や取組等				留意すべき点 (都などの制度変化・その他制約条件・社会環境の変化) 【H22施策評価時】	点検調査結果【H23調査】				次期計画に新たに反映すべき内容【H23調査】	
		施策全体の課題	施策実施に向けたキーワード	施策体系	課題解決に向けた主な取組		施策全体の課題について	留意すべき点について (市を取り巻く環境の変化等)	新たな視点の活動等	課題解決に向けた主な取組について	追加が必要と考える取組み	追加が必要と考える事業
環2-4 地球温暖化対策の推進	環境保全課	地球温暖化対策地域推進計画を策定し、市民・事業者を含めて、地域としての地球温暖化対策を進めていく必要があります。 エコプラザ西東京を拠点に、地球温暖化問題への理解を促進する必要があります。 省資源・省エネルギー、再生可能エネルギーへの取組を進めるため、行政がモデルケースとなるよう、率先して取り組んでいく必要があります。	省資源・省エネルギー、再生可能エネルギーへの取組の促進 ・エコプラザ西東京の活用	環2-4-1 公共施設から排出される温室効果ガスを削減します	市が率先して温室効果ガス対策に取り組むため、地球温暖化対策実行計画に基づき、省エネルギーの促進、公共施設への再生可能エネルギーの導入を計画的に進めていきます。	地球温暖化対策については、国と東京都が太陽光発電システムの設置助成制度を実施しています。 平成22年度より、改正省エネ法により、市のエネルギー使用量について削減目標を定め、定期報告書を提出することが義務付けられました。					現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続
				環2-4-2 市内から排出される温室効果ガスを削減します	市内から排出される温室効果ガスの削減のため、地球温暖化対策地域推進計画の策定を行い、市民・事業者・行政が一体となった地球温暖化対策に取り組めます。 再生可能エネルギーの普及を進めるため、家庭・事業者向けの補助制度の導入を検討します。 エコプラザ西東京において、地球温暖化に関する情報ネットワークづくりを進めるとともに、これを広域的に進めるため、自治体間の連携強化に努めます。						現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続

施策	担当課	現行計画における施策全体の課題や取組等				留意すべき点 (都などの制度変化・その他制約条件・社会環境の変化) [H22施策評価時]	点検調査結果[H23調査]				次期計画に新たに反映すべき内容 [H23調査]		
		施策全体の課題	施策実施へ向けたキーワード	施策体系	課題解決へ向けた主な取組		施策全体の課題について	留意すべき点について (市を取り巻く環境の変化等)	新たな視点の活動等	課題解決に向けた主な取組について	追加が必要と考える取組み	追加が必要と考える事業	
4. 安全で快適に暮らすまちづくり(都市計画・上下水道・防災防災)													
安1-1 住みやすい 住環境の創造	都市計画課・ 道路建設課	<p>進展する都市開発と調和の取れた良好な景観整備が必要で す。</p> <p>また、高齢者の増加に対応するため、公共施設や住宅などのバリアフリー化を促進することが必要です。</p> <p>駅周辺の公共施設の整備については、市民や事業者と連携して各地域の特性にあわせながら検討していくことが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市開発の進展や人口増加、高齢化などの社会状況の変化に対応した良好な景観整備 バリアフリー化の推進 各地域の特性に応じた駅周辺の整備の推進 	<p>安1-1-1 美しいまちへの取組を進めます</p> <p>都市計画マスタープランに基づき、地域の特性を活かし自然と都市機能の調和した良好な都市づくりを計画的に進めていきます。あわせて、住民の合意形成を図りながら地域固有の景観形成を誘導するための制度などを活用します。</p>	<p>留意すべき点</p> <p>ゴミ・ゼロ運動など市民の自主的な活動を支援していくとともに、市民と協働して環境美化の取組について検討していきます。</p>							<p>現行を基本として取組を継続</p>	<p>現行を基本として事業を継続</p>
				<p>安1-1-2 すべての人に 利用しやすい まちづくり を進めます</p> <p>人にやさしいまちづくり条例に基づき、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。また、人にやさしいまちづくり推進計画に基づき、市・市民・事業者などが協働したまちづくりを進めます。</p> <p>市内の全駅にエレベーター・エスカレーターを設置していくほか、道路や交通機関、公共施設などを安全に利用できる環境の整備を進めます。</p> <p>人にやさしい歩行者空間の確保のため、費用対効果に配慮しながら段差解消や電線の地中化を関係機関と連携して進めていきます。</p>								<p>現行を基本として取組を継続</p>	<p>現行を基本として事業を継続</p>
				<p>安1-1-3 魅力ある居住空間を 形成します</p> <p>住宅マスタープランに基づき、住み慣れた地域でいきいきとした生活をあくれるよう、環境に配慮した魅力ある居住空間をめざしていきます。</p> <p>良好な生活環境の確保のため、建築基準行政の取組について検討します。</p> <p>老朽化した市営住宅のあり方を検討するとともに、高齢者住宅などの確保に努めます。</p> <p>ひばりが丘団地の建替及び民間活力の導入については、引き続き市のまちづくりに整合した地域生活環境の整備を図るとともに、景観などにも配慮した一体的なまちづくりを都市再生機構に要請していきます。</p>								<p>現行を基本として取組を継続</p>	<p>現行を基本として事業を継続</p>
				<p>安1-1-4 駅周辺の利 便性を向上さ せます</p> <p>本市北部の商業中心拠点の一つであるひばりが丘駅周辺の整備を推進します。南口側は、都営六住住宅跡地を取得した共同企業体と協議を重ね地区計画を決定しました。その開発に合わせて、自転車駐車場や出張所などを整備します。北口側は、関係権利者をはじめ関係機関などと連携しながら、都市計画道路とのつながりを踏まえたまちづくりに取り組めます。</p> <p>生活に身近な商業施設が集積した保谷駅周辺は、南口地区を市街地再開発事業として、快適で安全な買物環境・良好な住宅環境となるよう整備を進めます。</p>								<p>現行を基本として取組を継続</p>	<p>現行を基本として事業を継続</p>
安1-2 道路・交通 の整備	都市計画課・ 道路建設課	<p>安全で快適な日常生活のためには、都市計画道路・生活道路の整備など、道路交通環境の充実が重要であり、住宅開発などの進展にあわせて、計画的に道路ネットワーク形成を図ることが必要です。</p> <p>一方、市民のニーズに応じたバスの運行に取り組むとともに、NPOなどの多様な主体と連携し、バリアフリー化など、人にやさしい公共交通及び関連施設の充実を図る必要があります。</p> <p>また、自転車の利用や利用時の安全確保もまちづくりの重要課題であり、対応が求められています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路・生活道路の整備 安全で快適な道路ネットワークの速やかな構築 公共交通及び施設のバリアフリー化 多様な主体の連携による、さまざまなニーズに応じた公共交通の展開 自転車を活用したまちづくりの検討 	<p>安1-2-1 体系的な道 路網の整備 を進めます</p> <p>幹線道路については、円滑な車両交通の流れを確保するため、都市計画道路を中心に整備を進め、住宅地や駅周辺などにおける通過交通の侵入を抑制するとともに、避難路としての防災性を高めていきます。特に西東京都市計画道路3・2・6号線については、ゆとりある歩道や植栽帯などで構成される環境施設帯を備えた広幅員の幹線道路として整備します。</p> <p>通勤、通学、買い物などで日常的に利用する生活道路については、安全・快適に利用できるよう整備を進めます。また、道路整備計画に基づき、新設改良や拡幅を計画的に推進していきます。</p> <p>これらの道路の整備にあたっては、歩車道の分離や歩道の広幅員化を進め、歩行者や自転車利用者の安全を確保していきます。</p>							<p>現行を基本として取組を継続</p>	<p>現行を基本として事業を継続</p>	
				<p>安1-2-2 体系的な交 通網の整備 を図ります</p> <p>交通計画に沿った取組を進め、関係機関と連携しながら、人と環境にやさしく、安全・安心に移動できる交通体系の実現を図ります。</p> <p>コミュニティバス運行については、交通不便地域の解消に向けて、民間バス事業者の路線との役割を明確にするとともに、道路整備の状況や利用者需要などを考慮しながら、住民のニーズや公共施設へのアクセスに対応するルートの変更や新設などを検討します。</p> <p>鉄道との連続的な立体交差化については、東京都策定した「踏切対策基本方針」に基づき、近隣市及び交通事業者と調整を図ります。</p>							<p>現行を基本として取組を継続</p>	<p>現行を基本として事業を継続</p>	
				<p>安1-2-3 環境にやさしい身近な交通手段として、自転車の活用を促進します。そのための基盤整備として、市内の全駅に有料の自転車駐車場を整備します。</p> <p>交通計画を踏まえた自転車の活用を重視した取組について調査・研究していきます。</p>							<p>現行を基本として取組を継続</p>	<p>現行を基本として事業を継続</p>	

施策	担当課	現行計画における施策全体の課題や取組等				留意すべき点 (都などの制度変化・その他制約条件・社会環境の変化) [H22施策評価時]	点検調査結果[H23調査]				次期計画に新たに反映すべき内容 [H23調査]	
		施策全体の課題	施策実施に向けたキーワード	施策体系	課題解決に向けた主な取組		施策全体の課題について	留意すべき点について (市を取り巻く環境の変化等)	新たな視点の活動等	課題解決に向けた主な取組について	追加が必要と考える取組み	追加が必要と考える事業
安2-1 災害に強いまちづくり	都市計画課・危機管理室	<p>防災基礎の整備のために、助成をはじめとした支援による耐震化の促進が必要です。</p> <p>加えて、雨水溢水対策を中心に、建物及び道路の水害に対する懸念を解消することも重要です。</p> <p>さらに、地域一体となった防災体制を構築するために、地域コミュニティや市民活動団体への支援や市内事業者・関係機関などとの相互協力を進めるとともに、災害時要援護者への支援体制を構築する必要があります。</p> <p>また災害を拡大させないため大規模災害時の外出者対策や防災のための意識啓発への取組も必要です。</p>	<p>・市内事業者・関係機関などとの相互協力</p> <p>・防災意識の啓発</p> <p>・自主防災組織への支援の充実</p> <p>・耐震化の促進</p> <p>・雨水溢水対策事業の推進</p>	安2-1-1 防災基礎の整備を進めます	<p>防災市民組織づくりを促進し、市民主体の地域での防災体制を整えます。</p> <p>防災センターの防災展示コーナーの整備、広報誌などを活用し、市民の防災意識高揚を進めます。</p> <p>防火貯水槽の設置、緊急物資の充実、防災備蓄倉庫の設置、防災行政無線の整備など、計画的に防災基礎を整えていきます。</p> <p>地域消防組織としての消防団の強化が図られるよう、消防団詰所の整備、消防ポンプ車の購入などを計画的に進めていきます。</p>	<p>留意すべき点 (都などの制度変化・その他制約条件・社会環境の変化) [H22施策評価時]</p>	<p>平成23年3月の「東日本大震災」の発生を受けて、災害時の「自助」「共助」「公助」それぞれの連携をより強固なものにする必要性が高まっている。(危機管理室)</p>	<p>市民の防災への意識が高まり、日頃からの啓発事業に対する市民要望が高まっている。(危機管理室)</p>	<p>防災市民組織づくり及び防災リーダーの育成を促進し、市民主体の地域での防災体制を整えます。(危機管理室)</p> <p>防災センターの防災展示コーナー、講話、広報誌などを活用し、市民の防災意識高揚を進めます。(危機管理室)</p>	現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続	
				安2-1-2 災害時の協力体制の確保に努めます	<p>災害時において、地域における連携や、関係機関などとの相互協力体制の確保に努めます。</p> <p>高齢者、障害者など災害時要援護者への支援に向けたしくみづくりや、全庁的な体制構築に努めます。</p>				<p>高齢者、障害者など災害時要援護者への支援に向けたしくみづくりや、支援組織の拡充及び情報共有による態勢づくりを進めてまいります。</p>	現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続	
				安2-1-3 雨水溢水対策の充実を図ります	<p>既設の雨水管の管理体制を整え、緊急性の高い地域を中心に、面的な雨水溢水対策を計画的に推進します。</p> <p>公共施設や家庭などへの雨水浸透・貯留施設の整備を進めます。</p>					現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続	
				安2-1-4 耐震化対策を促進します	<p>耐震診断・耐震改修の必要性や重要性を広報し、相談体制を充実するなど、普及啓発活動を推進します。</p> <p>住宅や防災上重要な公共建築物などの耐震化を計画的に促進するため、支援策の充実を図ります。</p> <p>ブロック塀の倒壊防止や家具類の転倒防止等、地震時の総合的な安全対策を促進します。</p>					現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続	
安2-2 防犯・交通安全の推進	危機管理室	<p>防犯については、社会構造の変化に対応するため、自治会・町内会などの地域コミュニティや市民防犯組織への支援、連携に取り組み、地域の防犯体制を強化する必要があります。</p> <p>交通安全については、交通環境の変化に対応するため、市民、学校と連携して交通弱者である子どもの安全に力を入れることが重要です。</p>	<p>・市民活動団体への支援</p> <p>・市民、学校、行政が連携した防犯、交通安全への取組の強化</p>	安2-2-1 市民と連携して防犯体制の強化を図ります	<p>犯罪のない安全なまちづくり条例を推進する上で、防犯協会をはじめとする自主防犯団体の防犯活動を積極的に支援するとともに、青色回転灯装備車両によるパトロールを実施し、各種犯罪発生防止及び子どもに対する犯罪予防に努めます。</p> <p>夜間における市民の安全確保のため、街路灯の整備や、私設の街路灯設置の支援を行うとともに、パトロールや地域安全マップの作成支援を行います。</p>	<p>留意すべき点 (都などの制度変化・その他制約条件・社会環境の変化) [H22施策評価時]</p>	<p>高齢者を標的にした「振り込め詐欺」の被害が増加している。</p>	<p>犯罪のない安全なまちづくり条例を推進する上で、防犯協会をはじめとする自主防犯団体の防犯活動との連携を強化するとともに、青色回転灯装備車両によるパトロールを実施し、各種犯罪発生防止及び子どもに対する犯罪予防に努めます。</p>	現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続		
				安2-2-2 市民と連携して交通安全の推進を図ります	<p>交通安全意識を高めるため、関係機関と協力しながら交通安全キャンペーンや交通安全教室を開催します。</p> <p>ガードレールやカーブミラー、道路のカラー舗装など、交通安全施設の整備を行うとともに、交通規制について関係機関に要請していきます。</p> <p>関係行政機関や地域安全連絡協議会などの地域市民の協力を得て、子どもの通学時の交通事故や不審者からの安全確保のための取組を推進します。</p>				現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続		
安2-3 危機管理体制の整備	危機管理室	<p>市内のさまざまな企業・団体との連携の構築を始め、危機に備えたりリスクマネジメントの構築・改善が課題となります。</p> <p>具体的には、危機管理体制の構築、危機発生時の未然防止対策、危機発生時の対応など、危機管理の強化を図り、各種計画との整合性を図るなど体制の整備を推進する必要があります。</p>	<p>・まち全体での危機に備えたりリスクマネジメント体制の構築・改善</p>	安2-3-1 危機管理体制の強化を図ります	<p>全庁的、全庁的な危機管理体制を構築します。</p> <p>平常業務において発生予測が低い危機や想定がされていない危機に対して、必要な対策の検討、構築を行います。</p> <p>職員の危機管理意識を醸成し、危機管理を必要とする事象に積極的に対応するために、研修・訓練などを実施します。</p> <p>危機管理に関するさまざまな活動状況や結果を検証し、絶えず見直すしくみを構築していきます。</p>	<p>留意すべき点 (都などの制度変化・その他制約条件・社会環境の変化) [H22施策評価時]</p>	<p>市内の警察署・消防署との連携の構築を始め、危機に備えたりリスクマネジメントの構築・改善が課題となります。</p> <p>具体的には、危機管理体制の構築、危機発生時の未然防止対策、危機発生時の対応など、危機管理の強化を図り、各種計画との整合性を図るなど体制の整備を推進する必要があります。</p>	<p>全庁的、全庁的な危機管理体制を構築し、危機発生時の迅速な対応に努めます。</p>	現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続		

施策	担当課	現行計画における施策全体の課題や取組等				留意すべき点 (都などの制度変化・その他制約条件・社会環境の変化) [H22施策評価時]	点検調査結果[H23調査]				次期計画に新たに反映すべき内容 [H23調査]							
		施策全体の課題	施策実施に向けたキーワード	施策体系	課題解決に向けた主な取組		施策全体の課題について	留意すべき点について (市を取り巻く環境の変化等)	新たな視点の活動等	課題解決に向けた主な取組について	追加が必要と考える取組	追加が必要と考える事業						
5. 活力と魅力あるまちづくり(産業全般)																		
活1-1 産業の振興	産業振興課	安心・安全な農産物支援や農産物ブランドの活用や体験農園の開設支援など、地域に密着した農業の振興に取り組むことが必要です。また、食育や景観形成の観点から、農地の多様な活用についての検討が必要です。 商工業については、駅前における商業振興の可能性などを踏まえて、市民・事業者・教育機関・行政の連携により、地域資源の活用から振興策に取り組むことが必要です。あわせて、既存産業の新たな展開のために、西東京創業支援・経営革新相談センターを中心とした経営革新に取り組む事業者に対する支援体制が必要です。 また、市内の中小企業に対しては、引き続き支援を行うと同時に、市民・事業者・行政の連携により地域雇用を促進することも必要です。	・農業を活用したまちづくり ・西東京創業支援・経営革新相談センターを中心とした経営革新のための場、機会、情報の提供 ・多様な主体と連携した商工業の振興、地域雇用の促進	活1-1-1 農業の多様な活用に取り組みます	減農薬・減化学肥料による農業を推進し、安全で安心な農産物の普及を進めます。市内で生産される農産物などの商品価値を高め、収益性の高い都市型の産業としての魅力ある農業経営となるよう支援します。 市民が生産の喜びと農業に対する理解を深められる機会を提供し、地産地消を促進するなど、多面的に振興を図ります。 平成20年秋に起きたリーマンショックに端を発する世界経済の後退により、雇用情勢の悪化や個人消費の落ち込みが深刻になったことから、これらを改善するため、国及び都の緊急経済対策が実施されました。	平成21年12月に農地法が改正され、農地が現在及び将来における国民・地域の貴重な資源であるとされました。 平成20年秋に起きたリーマンショックに端を発する世界経済の後退により、雇用情勢の悪化や個人消費の落ち込みが深刻になったことから、これらを改善するため、国及び都の緊急経済対策が実施されました。 商工業については、地域性を動機とした商工業振興について踏まえるとともに、市民・事業者・商工会・行政等が連携して取り組んでいくことが必要です。あわせて、既存事業者の経営改善のため、商工会などを中心に経営相談や経営指導などができる体制を継続的に支援していくことが必要です。 産業振興マスタープランに基づき、農業、ものづくり、商業のそれぞれ施策を推進するとともに、様々な分野横断的な連携に取り組めます。 ハローワーク三鷹や東京しごとセンター多摩と連携して、地域雇用や雇用環境の改善につながる取組を、市民・事業者・行政の連携により進めていくことが必要です。	市内の商店会相互間で連携に向けた動きがみられます。 労働環境対策については、ハローワーク三鷹に加えて東京しごとセンター多摩との連携を進めています。 市民が生産の喜びと農に対する理解を深められる機会を提供し、地産地消を促進するなど、多面的に振興を図ります。	平成23年の東日本大震災、激しい円高、ユーロ圏における信用不安、近隣市に大型店の出店予定等による市内中小企業者への影響を注視していく必要があります。 平成23年3月に西東京市産業振興マスタープラン策定して、農業、ものづくり(工業)、商業のそれぞれの基本的な方針を定めるとともに、分野横断的な方針を定めました。	現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続								
				活1-1-2 多様な商工業の振興を進めます	魅力ある商業や商店街をつついでリーダーを養成したり、商店街などの組織力を強化するための広域的な組織づくり、商工業者と生活者のパートナーシップによる商店街やまちづくりを、市民と協働して進めていきます。 中小企業者に対しては、自主的な経済活動を促進し、経営の安定あるいは経営革新を図るための支援を行います。 情報産業など大規模な用地を必要としない形態の産業を誘致するための方策を検討していきます。						活1-1-3 地域労働環境の向上に努めます	関係機関と連携し市民の就職機会を提供したり、国の中小企業者の退職金共済制度への加入を促進するなど、地域内の事業所やそこで働く人の労働環境改善を支援します。	活1-2 産学公連携による具体的な事業の実施	ベンチャービジネス・SOHO など、これら起業・創業を行う人に対して、事業内容、資金などの相談やアドバイスを行うとともに、その動きを誘発する助成や空き店舗活用、人材育成支援などを行います。 平成20年秋に起きたリーマンショックに端を発する世界経済の後退により、雇用情勢の悪化や個人消費の落ち込みなどが深刻になったことから、これらを改善するため、国及び都の緊急経済対策が実施されました。	新産業の育成のために起業家・創業者への支援とともに、起業・創業しやすい環境整備が必要で、また、空き店舗の有効活用による商店街の活性化も求められています。 産学公の連携による事業については、市内の大学機関を活用しての具体的な事業の実施の拡充に取り組む、地域活性化につなげることが必要です。	行政と市内の大手事業者との懇談会を通じて、事業者同士が連携して地域おこしを行っている動きがみられます。 平成23年3月に西東京市産業振興マスタープラン策定して、農業、ものづくり(工業)、商業のそれぞれの基本的な方針を定めるとともに、分野横断的な方針を定めました。	< 課題 > [活1-1-2 多様な商工業の振興を進めます]から本項目に移動。 < 取組 > 情報通信業などソフトなもののづくり産業に関する調査研究により、住宅都市において住宅と共生が可能な産業を誘致するための方策を検討し、支援していきます。	ソフトなもののづくりに対する支援策の検討ソフトなもののづくり産業について調査研究を行い、支援策を実施します。 (指標) 指標については今後検討(関連する個別計画) 西東京市産業振興マスタープランアクションプラン
				活1-2-2 産学公連携の取組を進めます	市内外の大学などの研究機関と事業者及び行政が共同または連携して行う「知的資源」を活用した起業や事業化について、コーディネート及びマッチングを行うほか、新たな雇創を模索する異業種間の交流・連携についての調査・研究を進めます。						現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続						
活2-1 まちの魅力の創造	みどり公園課	一体的なまちの魅力としての「西東京ブランド」を構築するためには、市民・事業者、行政が連携することが不可欠です。交通関係の事業者などと連携したにぎわいのあるまちづくりをはじめ、多様な主体間の連携による仕掛けが重要です。 特に、アニメ産業やさまざまな分野で活躍する人材、石神井川周辺の景観創出など、西東京市の特色ある地域資源を活用し、魅力的な「西東京ブランド」を構築することが必要です。 さらに、にぎわいのあるまちづくりのためには、ホームページやコミュニティラジオといった地域の情報媒体を活用し、まちの魅力を発信することが必要です。	・西東京ブランドの構築 ・自然環境を活かした景観形成 ・アニメ産業やさまざまな分野で活躍する人材を活かしたまちづくり ・まちの魅力の情報発信力の強化 ・東大農場を活用したまちづくり	活2-1-1 水に親しめる環境の整備を進めます	市街地を流れる水辺空間を活用し、水とみどりに親しめる憩いの空間にするため、石神井川沿いは、親水広場の整備などを検討し、長期的には川沿いのほぼ全線について親水機能のある快適な空間の再生を図ることをめざします。	東京都による石神井川整備事業は着々と進んでいる。 白子川などのふたかけ河川の緑道化については水路の暗渠化が必要となり、実現は難しいものと思われる。	現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続										
				活2-1-2 散歩道の整備を進めます	市内に点在する公園や寺社、散歩道などをネットワーク化し、散歩ルートの設定を行うなど、歩いて楽しめる安全で親しみやすい魅力ある空間づくりを進めます。白子川などのふたかけ河川については、緑道化を図ります。 (仮称)西東京キャンパスとして整備を進めている東大農場について市民開放を促進したり、空間を活用したイベントを検討するなど、人が集まる市民の活動を創出します。				現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続								
				活2-1-3 西東京市にある観光資源の利活用を進めます	人が集う魅力あるまちをめざして、市内の憩いの場やオープンスペース、交通機関、商店街、特産物や文化財などのさまざまな観光資源の活用など、まちの魅力の創出と人が集まるきっかけづくりを研究し、実現へ向けての方策を検討します。				現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続								

施策	担当課	現行計画における施策全体の課題や取組等				留意すべき点 (都などの制度変化・その他制約的 条件・社会環境の変化) [H22施策評価時]	点検調査結果 [H23調査]				次期計画に新たに反映すべき内容 [H23調査]				
		施策全体の課題	施策実施へ向けた キーワード	施策体系	課題解決へ向けた主な取組		施策全体の課題について	留意すべき点について (市を取り巻く環境の変化等)	新たな視点 の活動等	課題解決に向けた主な 取組について	追加が必要と考える取組み	追加が必要と考える事項			
6. 協働でまちづくり(市民参加・行政経営)															
協1-1 市民主体の まちづくりの 推進	協働コミュニ ティ課・ 生活福祉課・ 文化振興課	社会環境の変化や市民活動への市民意識の高まりに応じて、コミュニティ活動・市民活動への支援を充実させることが必要です。	・地域コミュニティ活動、市民活動への支援 ・世代間交流の促進	協1-1-1 コミュニティ活動を支えます	公民館や地区会館、集会所、児童館などを通じて生まれる、自主活動グループや子育てサークルなどのコミュニティ組織が活動しやすいような環境の充実を図ります。地域の人たちが自ら住みやすいまちをつくりたい活動を支援します。		災害時における地域組織の重要性や災害に備える地域活動の必要性が再認識されるとともに、単身高齢者の見守りや子育ての支援など、地域が身近に抱える課題への対応が必要です。	東日本大震災の体験から地域の力で地域を守ることにへの関心が高まること、地域の絆や、地域コミュニティの重要性を認識しました。	自治会・町内会の会長や役員とヒアリングをする機会があるが、震災など緊急時への不安や見守りについて関心があるようで、震災など緊急時等への連絡体制や関係機関との連携が必要だと捉えています。	自治会・町内会の会長や役員とヒアリングをする機会があるが、震災など緊急時への不安や見守りについて関心があるようで、震災など緊急時等への連絡体制や関係機関との連携が必要だと捉えています。	(協働コミュニティ課) < 課題 > 地域で活動する主体同士の連携や情報伝達のための仕組みづくりが必要で、	(協働コミュニティ課) 地域の力を連携させるためのモデル事業の実施 地域の活動の担い手である組織や団体などの地域の力を連携させて、地域課題を解決する取組みを行う。 [関連する個別計画] 西東京市地域コミュニティ検討委員会中間報告書			
		運営面での支援やコミュニティ施設の改修をはじめ、地域交流活動事業の実施などにより、コミュニティ活動・市民活動のための場・機会・情報の提供を進めることが重要で、	・コミュニティ施設の改修 ・地域コミュニティの実態調査	協1-1-2 コミュニティ活動を支える場・機会・情報の提供を進めます	自主活動グループ、自主防犯・防災組織、子育てサークルなど、市民の主体的な地域活動や西東京市ならではの地域コミュニティのあり方について研究・検討していきます。						自治会・町内会の会長や役員とヒアリングをする機会があるが、震災など緊急時への不安や見守りについて関心があるようで、震災など緊急時等への連絡体制や関係機関との連携が必要だと捉えています。	自治会・町内会の会長や役員とヒアリングをする機会があるが、震災など緊急時への不安や見守りについて関心があるようで、震災など緊急時等への連絡体制や関係機関との連携が必要だと捉えています。	< 取組 > 希薄化した地域コミュニティにおいて地域の絆の必要性を再認識し、安心・安全なまちづくりを進めるとともに、地域を担う組織や団体との連携や協力体制を築くための研究・検討。	< 課題 > 地域コミュニティを担う自治会・町内会の活動を活性化することが必要で、	自治会・町内会活動支援策の検討 自治会・町内会活動を活性化するための取組みの検討を行う。 [関連する個別計画] 西東京市地域コミュニティ検討委員会中間報告書
		また、市民活動などを促進するため世代間交流を促進し、まちづくりに積極的に参加できる環境をつくること重要で、		協1-1-3 ボランティア活動を推進します	市内各種コミュニティ施設については、現在ある施設を有効に活用しながら、老朽化などを踏まえて、計画的に整備していきます。						ボランティア活動に関する情報提供を行い、ボランティアをした人、してほしい人のマッチングをするなど、社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどと連携して、ボランティア活動、市民活動の支援を行います。	自治会・町内会の会長や役員とヒアリングをする機会があるが、震災など緊急時への不安や見守りについて関心があるようで、震災など緊急時等への連絡体制や関係機関との連携が必要だと捉えています。	自治会・町内会の会長や役員とヒアリングをする機会があるが、震災など緊急時への不安や見守りについて関心があるようで、震災など緊急時等への連絡体制や関係機関との連携が必要だと捉えています。	< 取組 > 自治会・町内会の活動実態などを把握し、市民への情報提供、自治会・町内会への加入促進など市民への周知と自治会・町内会の活性化につながる取組み、	
協1-2 協働のまち づくりの推 進	協働コミュニ ティ課	NPOなどの自立に向けた育成、支援	・NPOなどの自立に向けた育成、支援 ・市民活動団体・NPO・企業、大学との連携によるまちづくり	協1-2-1 市民参加を 基軸としたま ちづくりを進 めます	「西東京市市民参加条例」に基づき、市民意見を政策形成過程において取り入れていた、審議会などへの市民公募枠の確保や市民意見提出手続制度(パブリックコメント)、市民説明会、市民ワークショップなどを実施していきます。		事業を展開する過程において、市民の豊かな発想や多様な活動をまちづくりに活かしていくことをめざし、市民が参加しやすいしくみづくりとして、市民協働推進センターや地域活動情報ステーションの運営を行います。				現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続			
		市民活動団体・NPOが環境の変化に対応して自立した活動をするために、行政がその支援、育成に取り組むことが必要で、		協1-2-2 協働のしくみ づくりを進め ます	事業を展開する過程において、市民の豊かな発想や多様な活動をまちづくりに活かしていくことをめざし、市民が参加しやすいしくみづくりとして、市民協働推進センターや地域活動情報ステーションの運営を行います。						市民協働推進センターゆめこらぼを拠点として、市民活動団体・NPOなどに多角的なサポートを行うことで、新たな活動の担い手の育成や市民活動の一層の活性化を図り、協働によるまちづくりを展開していきます。	現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続		
		例えば、指定管理者制度やNPO等企画提案事業などを適切に運用・実施することによって、市民活動団体・NPOと行政の役割分担の観点から公共サービスのあり方を見直すことが重要で、			武蔵野大学とは、相互協力に関する協定に基づき、引き続き人事交流や人材育成、生涯学習の推進に取り組んでいきます。さらに、早稲田大学、東京大学などとの連携のしくみづくりについても取り組みます。						市民活動団体と行政との相互理解を深めるため、協働の基本方針・マニュアルの職員への周知・徹底を図り、協働の必要性や具体的な進め方についてなど、職員研修を充実させます。			現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続
協2-1 開かれた市 政の推進	総務法規課	市政情報に対するニーズの高まりに対応するために、今後も多様な情報媒体を活用して市政情報の発信に取り組んでいくことが必要で、	・「広報西東京」の充実 ・情報公開のための体制の整備	協2-1-1 広報広聴の 充実を努め ます	市民が情報を得やすい環境の整備として、「広報西東京」、ホームページ、コミュニティ放送局、CATVを通して市民への情報提供を充実させます。	平成 21年7月に公文書等の管理に関する法律が公布されました。これは国の省庁でばらばらであった公文書等の保存、廃棄等について共通のルールを設定するものです。地方公共団体についても同法の趣旨に沿って適性に管理することが求められています。					現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続			
		特に広報紙については、全世帯に行き届く媒体として、政策・施策が決まったあとに伝えるのではなく、政策・施策の形成過程の公開、さらに政策・施策への市民参加を呼びかけるなどの政策広報への転換が必要で、		協2-1-2 積極的な情 報公開を進 めます	高齢者や障害者など、すべての市民が情報を得ることができるよう情報発信に取り組めます。						市民の意見を聴く手段として、ホームページなどのインターネットの活用を図るとともに、モニターや懇談会の設置など、積極的な市民の声の把握に努め、市民と市との双方向の情報交流ができるしくみを実現していきます。			現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続
		また、情報公開については、市民の市政情報に対するニーズに的確に応えるため、公文書の保存及び管理のしくみを整備し、行政資料の提供を充実させていく必要があります。			公文書の保存及び管理のしくみを整備するとともに、公文書の開示や行政資料の提供を行うなど、市民への積極的な情報公開を推進します。										

施策	担当課	現行計画における施策全体の課題や取組等				留意すべき点 (都などの制度変化・その他制約条件・社会環境の変化) 【H22施策評価時】	点検調査結果【H23調査】				次期計画に新たに反映すべき内容【H23調査】			
		施策全体の課題	施策実施に向けたキーワード	施策体系	課題解決に向けた主な取組		施策全体の課題について	留意すべき点について (市を取り巻く環境の変化等)	新たな視点の活動等	課題解決に向けた主な取組について	追加が必要と考える取組み	追加が必要と考える事業		
協2-2 地域情報化の推進	市民課・情報推進課	市民参加の促進や地域社会の高齢化に対応した人しやすい情報化のしくみづくりが必要です。	市民同士のコミュニケーション強化	協2-2-1 いつでもどこでも利用できる暮らしの情報化を進めます	地域情報化基本計画に基づき、こころの交流を大切にした地域情報化を推進します。	行政サービスの電子化の推進については、次のように計画化されています。 総務省より平成22年度中に地方税電子申告ポータルシステムの導入の要請があります。 住民基本台帳法の改正に伴い、平成24年度内に新たな行政サービスを活性化し、人と人のつながりを大切に育てるとともに、市民のアイデア、ノウハウ、知恵をまちづくりに活かせる情報化を進めます。	大規模災害時等の業務継続を視野にいたれた情報システムの復旧計画(ICT-BCP)を整備する必要があります。(情報推進課)	マイナンバー法案の動向により、平成27年以降社会保険・税番号制度への対応が必要となる。(情報推進課)	タブレット端末や無線LANシステム等の普及等、通信環境の進歩(情報推進課)	データセンター、クラウドサービス等、情報システムにおける外部事業者の活用(情報推進課)	現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続		
		システム最適化の視点を踏まえて、電子申請システムや地方税電子申告システムなど、行政サービスの電子化を推進する必要があります。	地域経済活性化	協2-2-2 行政手続きなどの電子化を進めます	安全に暮らすことのできる防災・防災・交通・環境の情報、安心して暮らすことのできる医療・福祉の情報などを、たれでも簡単に得ることができるしくみづくりを進めます。						市民同士のコミュニケーションや市民と行政のコミュニケーションを活性化し、人と人のつながりを大切に育てるとともに、市民のアイデア、ノウハウ、知恵をまちづくりに活かせる情報化を進めます。	地域経済が活性化し、にぎわいと活気があふれるまちとなるよう、特産品・新商品・各種イベント・求人・リサイクルなどのあらゆる情報を提供できるしくみを、市民・事業者・行政の協働により検討します。	タブレット端末や無線LANシステム等の普及等、通信環境の進歩(情報推進課)	データセンター、クラウドサービス等、情報システムにおける外部事業者の活用(情報推進課)
協2-3 健全な自治体経営の推進	職員課	健全な自治体経営のためには、行政改革の推進、行政評価の効果的な運用によって行政の効率化と公共サービスの最適化に取り組む必要があります。	次期行政改革大綱の策定・推進	協2-3-1 行政改革を推進します	これまでの行政改革の取組を踏まえ、新たな「西東京市行政改革大綱」を策定するとともに、健全で安定した行政運営への取組や、適正な執行体制・人事体制の確立などを進め、行政の効率化やサービスの向上をめざします。	地方分権改革推進委員会の4回にわたる勧告を受けて、平成21年12月には地方分権推進計画が、平成22年6月には地域主権戦略大綱がそれぞれ閣議決定され、義務付け・枠付けの見直しや基礎自治体への権限移譲、ひも付き補助金の一括交付金化等の考え方が示されました。	東日本大震災を経て、危機管理に迅速・的確に対応できる人材を育成することが急務となっています。				現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続		
		行政評価については、事務事業評価から施策評価を中心とした制度に再構築し、行政改革の理念に基づいた資源の効果的な配分に資する制度とする必要があります。	行政評価の適正配置・有効活用	協2-3-2 行政評価を実施します	後期基本計画にあわせて、これまでの事務事業から施策を対象とする行政評価の取組を進めます。						広域行政圏の基準や手続等を定めた国の広域行政圏計画策定要綱が平成21年3月31日をもって廃止され、従来の広域行政圏の枠組みを維持していくかどうかの判断は、構成市町村の自主的な協議に委ねられることとなりました。	現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続	
		また、庁舎などの、公共施設についても、施設配置の現状や更新時期を踏まえ適正な配置と有効活用を図ることが必要です。	行政評価制度の再構築	協2-3-3 行政サービス体制の改善を進めます	市民のさまざまなニーズやライフスタイルに対応できるよう、多様なサービスの提供や窓口の改善など、市民から見てわかりやすく、利便性が高いサービス体制の確立をめざします。						行政サービスの質の確保と責任の所在に留意しながら、民間企業やNPOへの事業委託など、市民との協働による行政運営を行います。	現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続	
		そうした観点を踏まえて、平成22年度以降の次期行政改革大綱を策定する必要があります。	フロンティアサービスの充実	協2-3-4 市民サービスの向上を図るため、田無・保谷庁舎を有効に活用します。	市民サービスの向上を図るため、田無・保谷庁舎を有効に活用します。						市民の利便性と事務執行の効率性などに留意した際の2庁舎体制の課題・問題点の調査を踏まえて、庁舎機能の整理統合についての検討を進めます。	現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続	
				協2-3-5 分権時代にふさわしい職員づくりに努めます	人材育成基本方針に基づき、社会情勢や市民ニーズに柔軟に対応できる人材の育成を図ります。						各種研修への積極的な参加やOJT(職場内研修)の促進に努めます。	<課題> 危機管理に迅速・的確に対応できる人材の育成 <取組> 各職場での危機管理体制の構築や研修を徹底し、危機管理室との協力により、天災等の緊急時に向けての心構えや行動についての意識づけ研修をします。	現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続
				協2-3-6 広域行政の推進を図ります	広域的に取り組むことで、より高い効果が得られるような政策・施策について、一部事務組合や広域行政圏協議会による事業を進めていきます。						幹線道路、河川、ごみ処理など、広域的に対応すべき課題については、国・東京都及び関連自治体との連携を強化していきます。	現行を基本として取組を継続	現行を基本として事業を継続	